
第3次大仙市障がい者計画
(平成30年度～平成35年度)
第5期大仙市障がい福祉計画・
第1期大仙市障がい児福祉計画
(平成30年度～平成32年度)

平成30年3月
大 仙 市



「ともに助け合い、支え合い、安心して自立した生活をおくることができるまち」を目指して

大仙市は、平成17年3月の1市6町1村の広域合併から、本年度で13年目を迎えております。その間、本市は、障がいの有無にかかわらず、すべての方々が、自分の住む地域で、安心して自立した生活をおくることができる地域社会を目指し、平成18年10月「大仙市障がい者計画」「第1期大仙市障がい福祉計画」を策定し、障がい者の生活を支援する施策の推進に努めてまいりました。

国では、平成19年9月「障害者の権利に関する条約」に署名し、以降、障がい者施策の基本となる「障害者基本法」の一部改正や、「障害者差別解消法」の施行を経て「障害者の権利に関する条約」の批准に至り、障がい者を取り巻く環境や制度は劇的に改善されてきております。

この度、平成24年3月に策定した「第2次大仙市障がい者計画」と、平成27年3月に策定した「第4期大仙市障がい福祉計画」の計画年度が終了することから、障がい者を取り巻く環境の変化や、新たな障がい者施策に対応するため「第3次大仙市障がい者計画」「第5期大仙市障がい福祉計画」「第1期大仙市障がい児福祉計画」を策定しました。

障がいを持つ方の自立や社会参加を、本計画を基準として、関係機関や団体、市民の皆様のご協力をいただき推進してまいりたいと存じますので、格別のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、計画の策定にあたり、精力的にご審議いただきました大仙市福祉関係計画等審議委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じて貴重なご意見をよせていただきました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成30年3月

大仙市長 老 松 博 行

目 次

第1編 総 論

第1章 計画策定にあたって

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の位置付けと期間	1
第3節	計画の対象者	3
第4節	計画策定の背景（障がい者施策の動向）	3
1	障害者の権利に関する条約の推進	3
2	障害者基本法の改正	3
3	児童福祉法の改正	3
4	障害者虐待防止法の施行	3
5	障害者総合支援法の施行と改正	4
6	障害者優先調達推進法の施行	4
7	障害者差別解消法の施行	4
8	障害者雇用促進法の改正	4
9	成年後見制度利用促進法の施行	5
10	発達障害者支援法の改正	5

第2章 大仙市の状況と障がい者数の把握

第1節	市の概況	6
第2節	人口の構成と推移	6
第3節	障がい者数の把握	7
1	身体障がい者	7
2	知的障がい者	10
3	精神障がい者	11
4	難病患者	13

第3章 地域資源の状況

第1節	障がい福祉サービス提供事業所	16
第2節	地域生活支援事業提供事業所	16

第2編 第3次大仙市障がい者計画

第1章 計画の基本的考え方

第1節	基本理念	1 7
第2節	基本的視点	1 7
1	ともに生きる地域社会の実現	1 7
2	総合的な福祉サービスの提供	1 7
3	自立した生活の支援	1 7
第3節	計画の基本目標と施策	1 8
1	基本目標	1 8
2	施策の方向と個別事業の実施	1 8

第2章 施策の体系

第3章 施策の展開

基本目標 1	障がいのある人への理解啓発・交流の推進	2 2
(1)	理解促進・啓発活動の推進	2 3
(2)	障がいを理由とする差別の解消の推進	2 4
(3)	権利擁護の推進・虐待の防止	2 5
(4)	交流・ふれあいの機会の確保	2 6
(5)	ボランティア活動の推進	2 7
基本目標 2	安全で快適な生活環境の整備	2 8
(1)	バリアフリー化の推進	2 9
(2)	居住環境の整備	3 0
(3)	緊急時支援体制の整備	3 1
基本目標 3	総合的な障がい福祉サービスの提供	3 2
(1)	障がい福祉サービス等の充実	3 3
(2)	サービス提供体制の整備	3 8
(3)	在宅障がい者への支援	3 9
(4)	相談支援体制の充実	4 0
(5)	情報提供の充実	4 1
(6)	障がい児支援の充実	4 2
(7)	生活安定のための施策の推進	4 3
基本目標 4	保健・医療の充実	4 4
(1)	母子保健の充実	4 5
(2)	地域医療の充実	4 6
(3)	健康づくりの充実	4 7

基本目標 5 個に応じた育成・教育の推進	4 9
(1) 障がい児の育成支援	5 0
(2) 特別支援教育の充実	5 1
(3) 教育環境の整備	5 2
基本目標 6 就労支援と雇用促進	5 3
(1) 一般就労への支援	5 4
(2) 福祉的就労への支援	5 5
基本目標 7 生きがいのある生活支援	5 6
(1) スポーツ・レクリエーション活動の支援	5 7
(2) 生涯学習の機会の充実	5 8
(3) 社会参加の促進	5 9

第3編 第5期大仙市障がい福祉計画・第1期大仙市障がい児福祉計画

第1章 計画の基本的考え方

第1節 基本理念	6 0
1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	6 0
2 身近な実施主体と障がい種別によらない 一元的な障がい福祉サービスの実施等	6 0
3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、 就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	6 0
4 地域共生社会の実現に向けた取組	6 1
5 障がい児の健やかな育成のための発達支援	6 1
第2節 提供体制の確保に関する基本的な考え方	6 1
1 障がい福祉サービスの提供体制の確保	6 1
(1) 地域で必要とされる訪問系サービスの保障	6 1
(2) 日中活動系サービスの保障	6 1
(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	6 1
(4) 一般就労への移行等の推進	6 2
2 相談支援の提供体制の確保	6 2
3 障がい児支援の提供体制の確保	6 2

第2章 地域生活移行と就労支援の目標設定

第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行	6 3
第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	6 3
第3節 地域生活支援拠点等の整備	6 4
第4節 福祉施設から一般就労への移行等	6 4
第5節 障がい児支援の提供体制の整備等	6 5

第3章 サービスごとの事業量の見込と提供体制の確保策

第1節 福祉サービスの事業量見込み	6 6
第2節 サービスごとの事業量見込と提供体制の確保策	6 8
1 在宅生活への支援	6 9
(1) 訪問介護給付 (介)	6 9
(2) 移動支援事業 (地)	6 9
(3) 短期入所 (福祉型・医療型) (介)	7 0
(4) 相談支援 (自・地)	7 0
(5) 補装具費の支給 (自)	7 2
(6) 日常生活用具給付等事業 (地)	7 2
(7) 意思疎通支援事業 (地)	7 3
(8) 訪問入浴サービス事業 (地)	7 3
(9) 手話奉仕員養成研修事業 (地)	7 3
(10) その他の在宅生活支援 (地)	7 3
2 日中活動への支援	7 4
(1) 介護サービス	7 4
① 生活介護・療養介護 (介)	7 4
② 日中一時支援事業 (地)	7 4
(2) 生活の自立に向けたサービス	7 5
① 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) (訓)	7 5
② 地域活動支援センター事業 (地)	7 5
(3) 就労訓練・福祉的就労サービス	7 6
① 就労移行支援・就労継続支援 (訓)	7 6
② 就労定着支援 (訓)	7 6
3 居住の場への支援	7 7
(1) 施設入所支援 (介)	7 7
(2) 共同生活援助 (訓)	7 7
(3) 自立生活援助 (介)	7 7
4 権利擁護への支援	7 8
(1) 成年後見制度利用支援事業 (地)	7 8
(2) 成年後見制度法人後見支援事業	7 8
5 障がい児への支援	
(1) 児童発達支援 (自)	7 8
(2) 放課後等デイサービス (自)	7 9
(3) 保育所等訪問支援 (自)	7 9
(4) 医療型児童発達支援 (自)	7 9
(5) 居宅訪問型児童発達支援 (自)	8 0
(6) 障がい児相談支援	8 0

第4章 その他自立支援及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

第1節 障がい者等に対する虐待の防止	8 1
第2節 意思決定支援の促進	8 1
第3節 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進	8 1
第4節 障がいを理由とする差別の解消	8 1
第5節 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業者における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実	8 1

第5章 円滑な計画の推進に向けた方策

第1節 地域自立支援協議会の円滑な運営	8 2
第2節 障がい福祉計画の調査、分析、及び評価	8 2
第3節 関係機関との連携	8 2

資料編

1) 大仙市福祉関係計画等審議委員会条例	8 3
2) 大仙市福祉関係計画等審議委員会条例施行規則	8 6
3) 大仙市福祉関係計画等審議委員会委員名簿	8 8
4) 大仙市福祉関係計画等審議委員会 障がい部会委員名簿	8 9
福祉・まちづくりのためのアンケート調査結果	9 0

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の目的

大仙市は、合併（平成17年3月22日）前の1市6町1村における障がい者に関する計画を踏まえ、新市としての計画を定めることになり、平成18年10月の障害者自立支援法の施行を契機に「大仙市障がい者計画」を策定して以降、平成24年には「第2次大仙市障がい者計画」を策定し、障がい者施策の推進に努めてきました。

また、障がいの有無にかかわらず、地域で安心して自立した生活をおくるための基盤となる障がい福祉サービスの方向性を定めるものとして、平成18年度に第1期の「大仙市障がい福祉計画」を策定して以降、3年ごとに改定し、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めてきました。

しかしながら、昨今は、少子高齢化や核家族化が進み、社会構造が複雑化するとともに、障がい者施策の基本となる「障害者基本法」の改正や、「障害者総合支援法」の施行など、障がい者を取り巻く環境も大きく変化しています。

「第3次大仙市障がい者計画」、「第5期大仙市障がい福祉計画」は、これまでの計画の成果を受け継ぎつつも、この間の制度改革の内容や社会情勢・ニーズの変化等を踏まえ、また、新たに策定が義務付けられた「障がい児福祉計画」は、障がいの有無にかかわらず、児童がともに地域で健やかに成長できるよう、障がい児サービスの提供体制の整備を図り、すべての方々が、自分の住む地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりの指針として策定します。

第2節 計画の位置付けと期間

「第3次大仙市障がい者計画」は障害者基本法第11条第3項に基づき策定されるもので、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

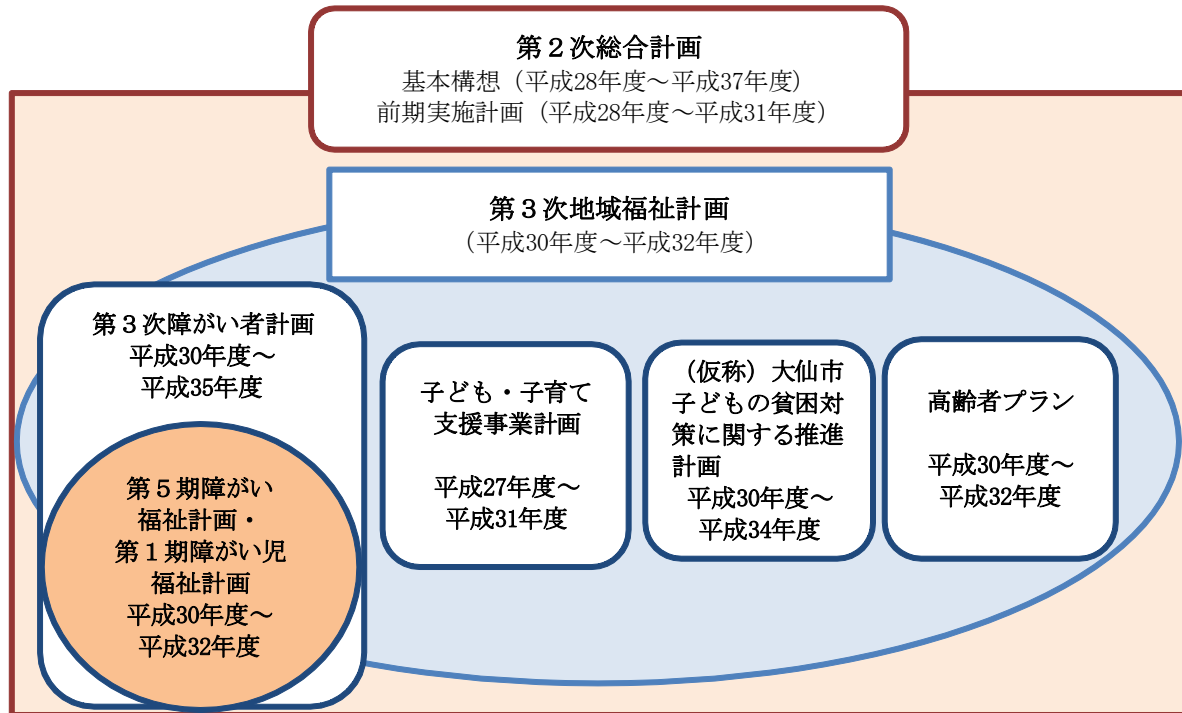
「第5期大仙市障がい福祉計画」は障害者総合支援法第88条第1項に基づき、「第1期大仙市障がい児福祉計画」は児童福祉法第33条の20第1項に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方やサービス量確保のための方策等を定める計画です。

本計画はこれら3つの計画からなります。ただし、「障がい児福祉計画」については、「障がい福祉計画」と一体のものとして策定します。

計画期間は、「第3次大仙市障がい者計画」が平成30年度から平成35年度までの6年間、「第5期大仙市障がい福祉計画」「第1期大仙市障がい児福祉計画」が平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

なお、本計画の策定にあたっては、本市の上位計画である「第2次大仙市総合計画」や関連分野の計画との整合性を図ります。

計画の位置づけと期間



その他の関連計画として、健康大仙21計画、大仙市自殺対策計画（仮称、平成30年度策定予定）、大仙市避難行動要支援者避難支援プランなどがあります。

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
障がい者計画	第2次障がい者計画						第3次障がい者計画					
障がい福祉計画	第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画					
障がい児福祉計画												

第3節 計画の対象者

障害者基本法第2条では、「障がい者」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他心身の機能の障がいのある方で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方と明示されており、本計画の対象者は、市内の障がい者、障がい児すべてとします。

また、障がいの有無にかかわらず、すべての市民の方々の計画実現に向けた積極的な取り組みを期待するものです。

第4節 計画策定の背景（障がい者施策の動向）

1 障害者の権利に関する条約の推進

平成19年9月に日本は「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、様々な国内法の整備が進められ、平成26年1月にこの条約を批准しました。

2 障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」の理念に即して、平成23年8月に「障害者基本法」の一部が改正され、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が目的として規定されました。

3 児童福祉法の改正

平成24年4月に児童福祉法が改正され、障がい種別ごとに分かれていた施設・事業の体系が、児童福祉法に基づくサービスとして一元化され、市町村が支給決定する障がい児通所支援と、都道府県が支給決定する障がい児入所支援に体系が再編されました。

また、平成28年6月の児童福祉法の改正により、平成30年度からの障がい児のサービス提供体制の構築を図るため、「障がい児福祉計画」を定めることが規定されました。

4 障害者虐待防止法の施行

平成24年10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が施行され、障がい者等に対する虐待の禁止、障がい者等に対する虐待を発見した場合の自治体への通報義務や、養護者による虐待防止に資する支援などが規定されています。

また、市町村の役割として、障がい者虐待防止センターとしての機能や養護者による虐待が障がい者等の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると認められる場合、自治体職員による当該障がい者の自宅への立ち入りを認めること等が規定されています。

5 障害者総合支援法の施行と改正

従来の「障害者自立支援法」が、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正され、制度の谷間にあった難病患者が障がい者の範囲に加えられたほか、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められました。

また、平成28年6月改正では、平成30年4月から、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

6 障害者優先調達推進法の施行

平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、公的機関においては、障害者就労施設等から優先的・積極的に物品・役務を調達することにより、障がい者等の自立と社会参加の促進を図ることとされました。

7 障害者差別解消法の施行

平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が公布され、平成28年4月に施行されました。

障がい者を理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を行うことが義務づけられました。

8 障害者雇用促進法の改正

平成25年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）が改正され、平成28年度から雇用分野における障がい者の差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、平成30年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定されました。

9 成年後見制度利用促進法の施行

平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）が公布され、同年5月に施行されました。

地域の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

10 発達障害者支援法の改正

平成28年8月に「発達障害者支援法」の一部が改正され、支援が切れ目なく行われることが基本理念に盛り込まれたほか、国民は個々の発達障害の特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は個々の発達障害者の特性に応じた雇用管理を行うよう努めることなどが定められました。

第2章 大仙市の状況と障がい者数の把握

第1節 市の概況

大仙市は秋田県内陸南部に位置し、東は岩手県、西は秋田市、由利本荘市、南は横手市、美郷町、北は仙北市にそれぞれ接しています。東方に奥羽山脈、西方に出羽丘陵が縦走し、その間を南北に流れる雄物川とその支流で東西に流れる玉川を軸として、広大な仙北平野が形成され、県内有数の肥沃な穀倉地帯となっています。

また、秋田新幹線や秋田自動車道などの高速交通体系が整備され、県南の交通の要衝としての機能を担っており、首都圏から1日行動圏に位置するなど、多彩な交流が可能な立地ともなっています。

面積は866.77平方キロメートルで、東西約44キロメートル、南北約40キロメートルで、平成27年度における土地の利用状況は、森林58.0%、農用地23.2%、宅地3.1%、その他15.7%となっています。

資料：秋田県国土利用計画管理運営資料

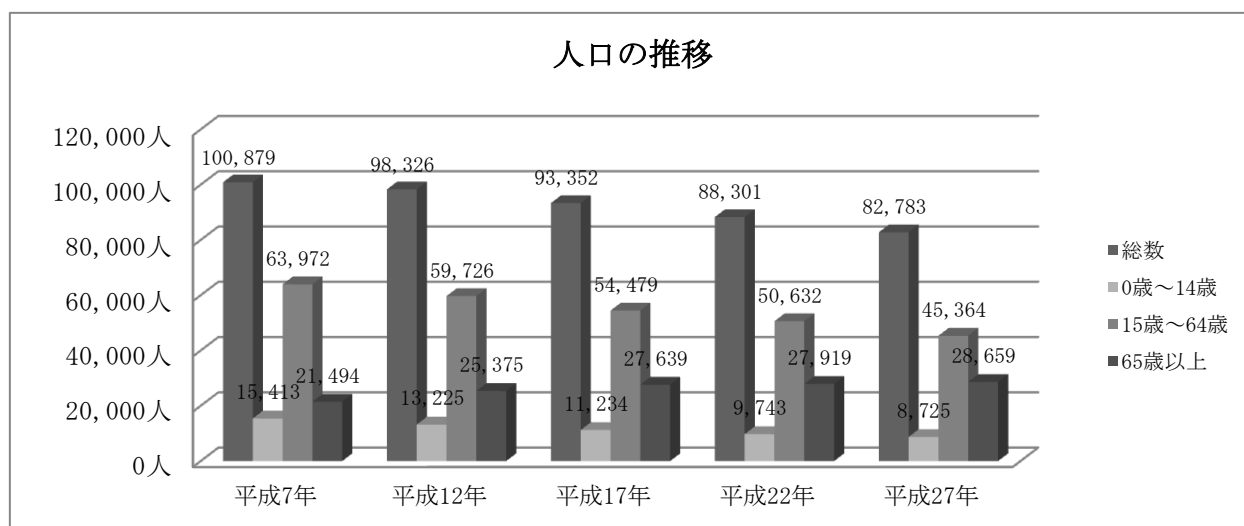
第2節 人口の構成と推移

本市の人口動態は、減少傾向を示しています。平成7年にはかろうじて10万人台を維持したものの、平成17年には93,352人、平成27年には82,783人と大幅な減少となっています。人口構成は、少子高齢化の進展を示しており、平成7年から平成27年までの年齢別人口及び構成は、0歳から14歳までの年少人口は15,413人（構成率15.3%）から8,725人（10.5%）に、15歳から64歳までの生産年齢人口は63,972人（63.4%）から45,364人（54.8%）に減少。一方、65歳以上の老年人口は21,494人（21.3%）から28,659人（34.6%）に増加しています。

◆ 人口の推移

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数 (A)	100,879	98,326	93,352	88,301	82,783
0歳～14歳 (B)	15,413	13,225	11,234	9,743	8,725
15歳～64歳	63,972	59,726	54,479	50,632	45,364
65歳以上 (C)	21,494	25,375	27,639	27,919	28,659
若年者比率 (B/A)	15.3	13.5	12.0	11.0	10.5
高齢者比率 (C/A)	21.3	25.8	29.6	31.6	34.6

資料：国勢調査



第3節 障がい者数の把握

1 身体障がい者

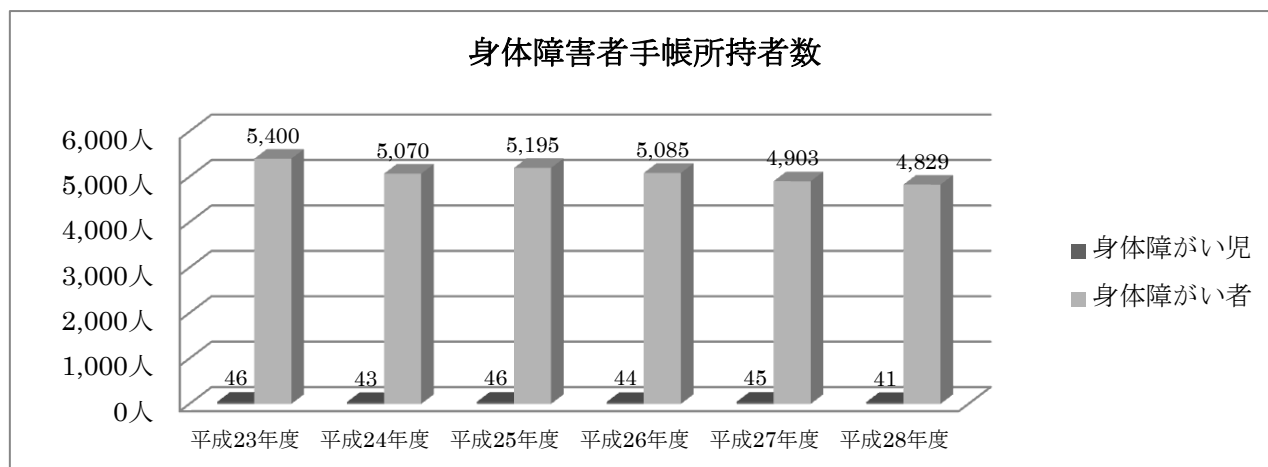
身体障害者手帳所持者については、児童、成人ともに年々減少傾向にあり、平成28年度末では4,870人となっています。

障がい種別では、圧倒的に肢体不自由の方が多くなっていますが、心臓、腎臓等の内部障がいの方も増加してきています。

◆ 身体障害者手帳所持者数 (単位：人)

区分/年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
身体障がい児	46	43	46	44	45	41
身体障がい者	5,400	5,070	5,195	5,085	4,903	4,829
計	5,446	5,113	5,241	5,129	4,948	4,870

資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

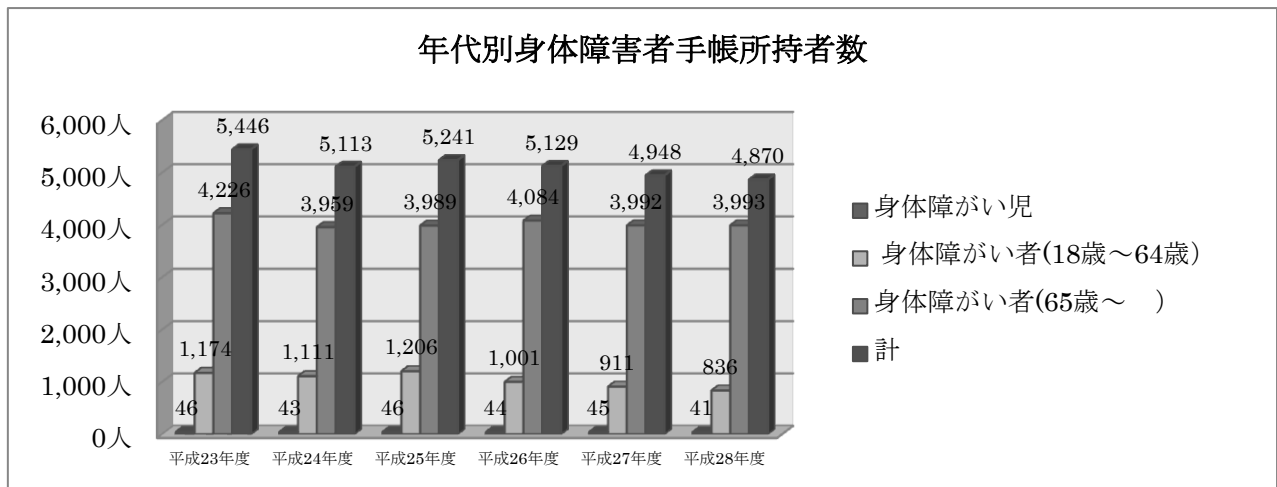


◆ 年代別身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

区分/年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
身体障がい児	46	43	46	44	45	41
身体障がい者 (18 歳～64 歳)	1, 174	1, 111	1, 206	1, 001	911	836
身体障がい者 (65 歳～)	4, 226	3, 959	3, 989	4, 084	3, 992	3, 993
計	5, 446	5, 113	5, 241	5, 129	4, 948	4, 870

資料：社会福祉課（各年度 3 月 3 1 日現在）



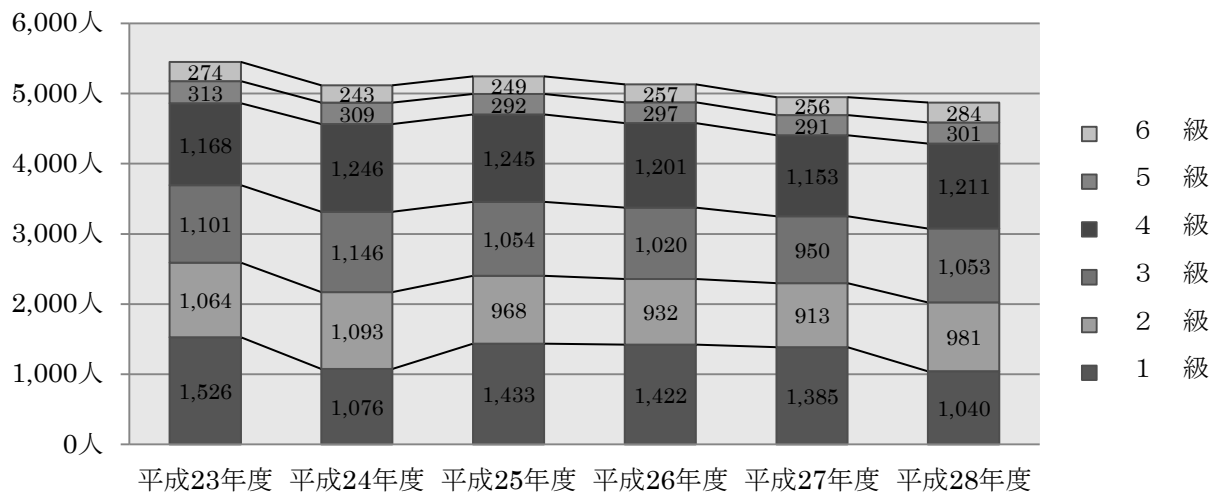
◆ 等級別身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

区分/年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	1, 526	1, 076	1, 433	1, 422	1, 385	1, 040
2 級	1, 064	1, 093	968	932	913	981
3 級	1, 101	1, 146	1, 054	1, 020	950	1, 053
4 級	1, 168	1, 246	1, 245	1, 201	1, 153	1, 211
5 級	313	309	292	297	291	301
6 級	274	243	249	257	256	284
計	5, 446	5, 113	5, 241	5, 129	4, 948	4, 870

資料：社会福祉課（各年度 3 月 3 1 日現在）

等級別身体障害者手帳所持者数



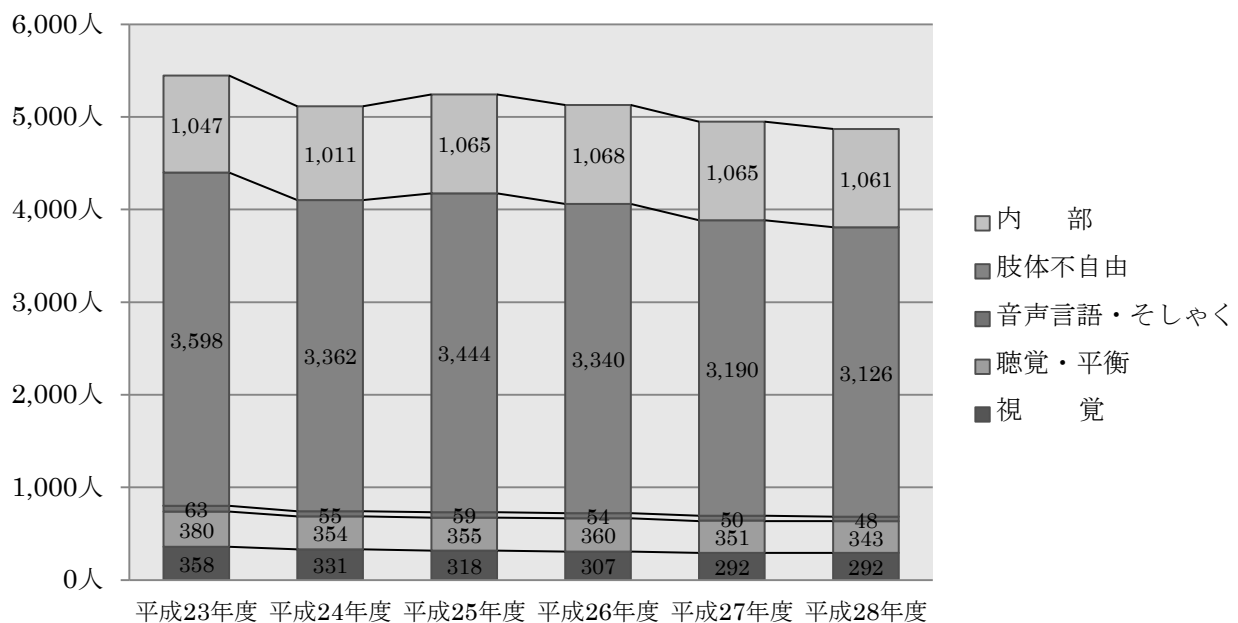
◆ 障がい別身体障害者手帳所持者数

(単位:人)

区分/年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
視 覚	358	331	318	307	292	292
聴覚・平衡	380	354	355	360	351	343
音声言語 そしゃく	63	55	59	54	50	48
肢体不自由	3,598	3,362	3,444	3,340	3,190	3,126
内 部	1,047	1,011	1,065	1,068	1,065	1,061
計	5,446	5,113	5,241	5,129	4,948	4,870

資料: 社会福祉課 (各年度 3 月 3 1 日現在)

障がい別身体障害者手帳所持者数



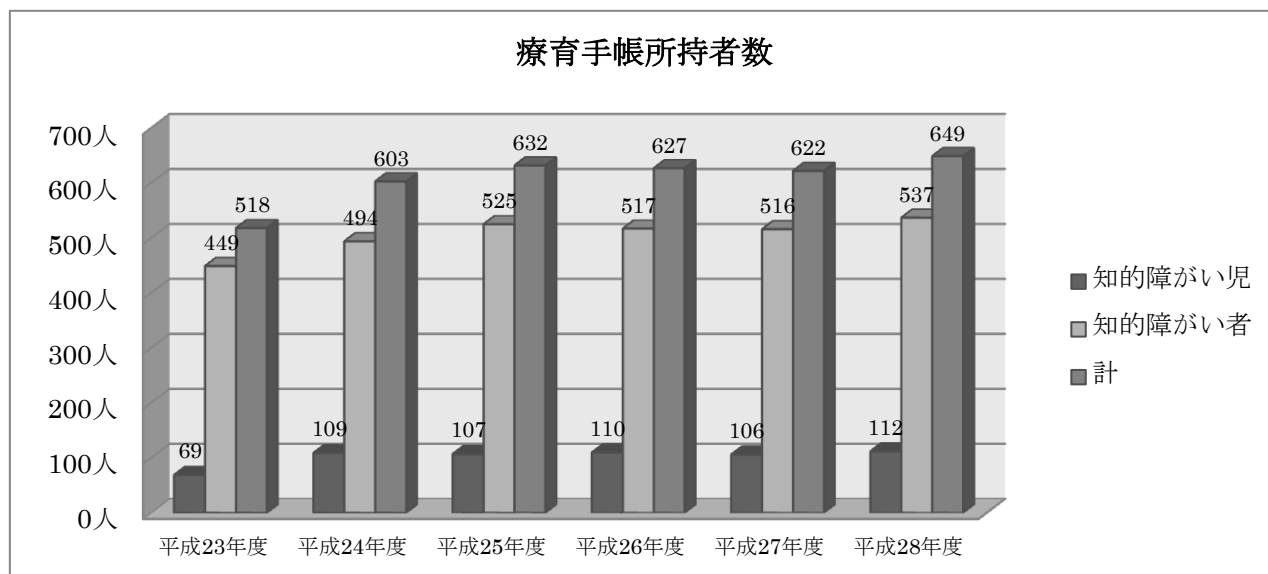
2 知的障がい者

療育手帳所持者については、児童の療育手帳所持者は平成 24 年度からは概ね横ばいで推移していますが、成人の療育手帳取得者は増加しており、平成 28 年度末では、537 人となっています。障がい程度別では、成人の場合は中・軽度の方に比べて重度の方が約 60 パーセントを占めています。

◆ 療育手帳所持者数 (単位: 人)

区分/年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
知的障がい児	69	109	107	110	106	112
知的障がい者	449	494	525	517	516	537
計	518	603	632	627	622	649

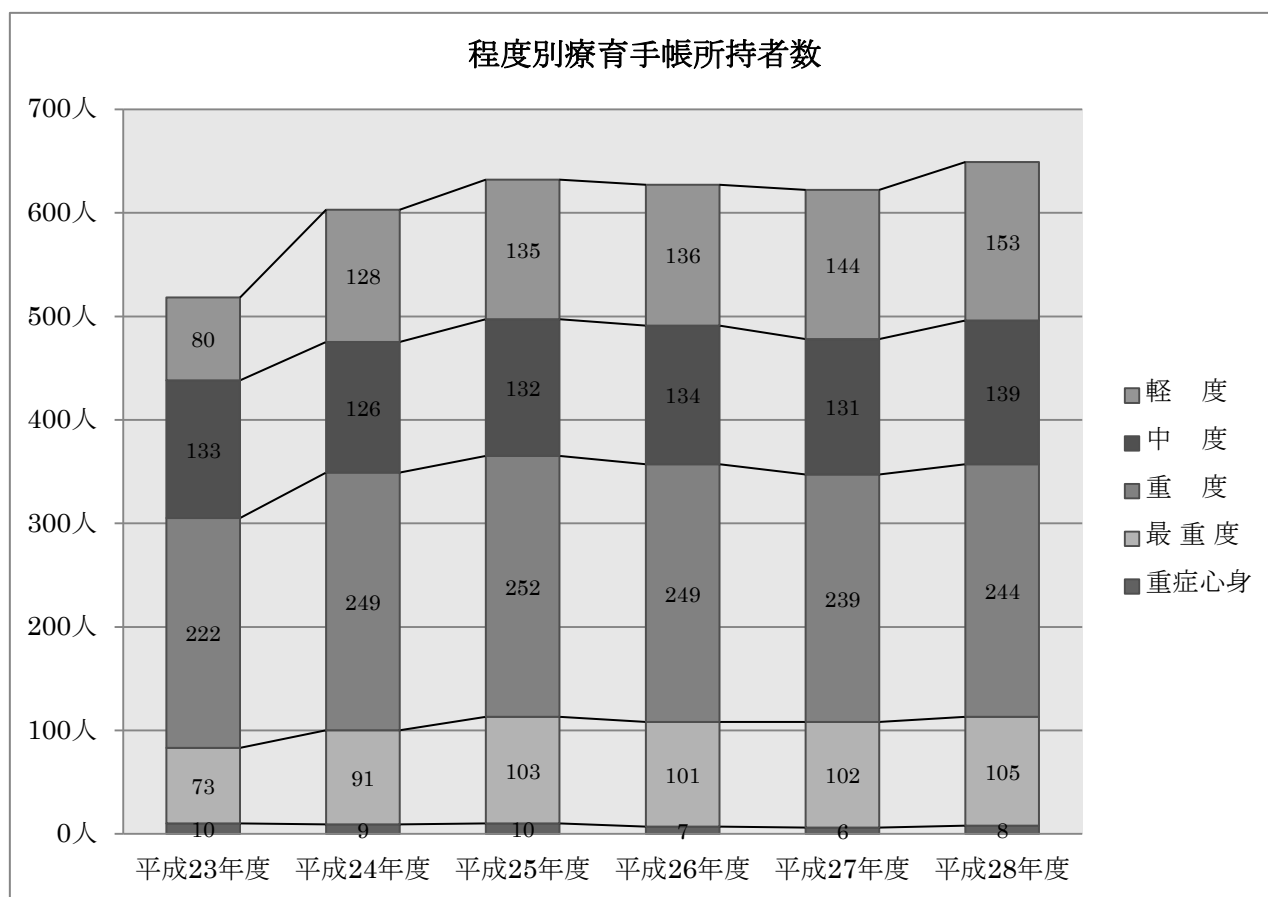
資料: 社会福祉課 (各年度 3 月 31 日現在)



◆ 程度別療育手帳所持者数 (単位: 人)

区分/年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
重症心身	10	9	10	7	6	8
最 重 度	73	91	103	101	102	105
重 度	222	249	252	249	239	244
中 度	133	126	132	134	131	139
軽 度	80	128	135	136	144	153
計	518	603	632	627	622	649

資料: 社会福祉課 (各年度 3 月 31 日現在)



3 精神障がい者

精神保健福祉手帳の所持者については、年々増加傾向にあります。中でも、2級の方が増加しており、平成23年度と比べて平成28年度は32人の増加となっています。

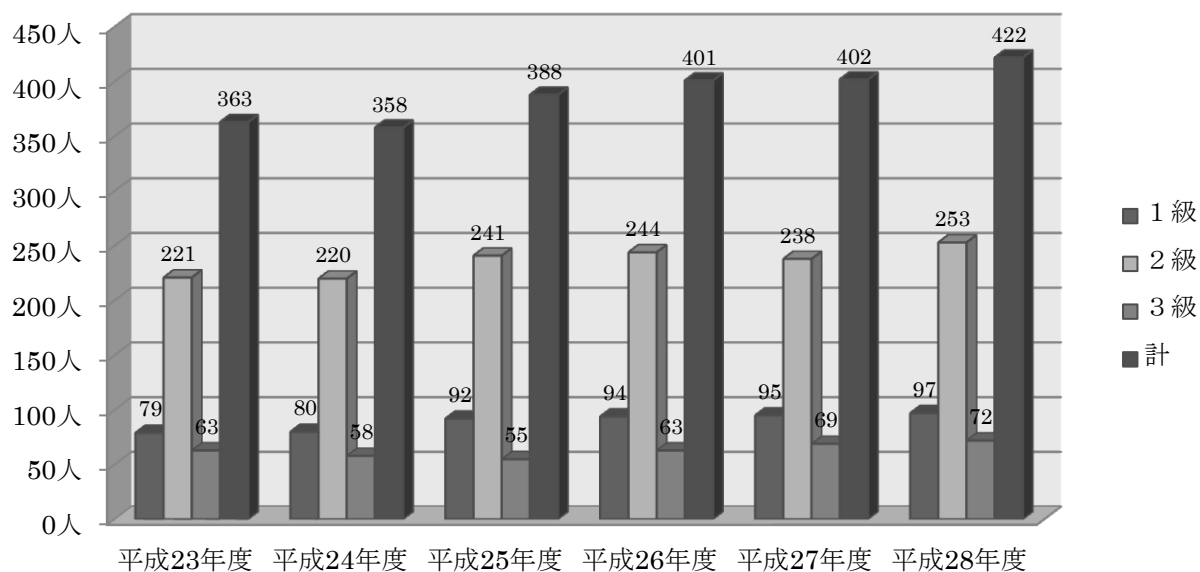
◆ 精神保健福祉手帳所持者数

(単位: 人)

区分/年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	79	80	92	94	95	97
2 級	221	220	241	244	238	253
3 級	63	58	55	63	69	72
計	363	358	388	401	402	422

資料: 社会福祉課 (各年度 3 月 31 日現在)

精神保健福祉手帳所持者数



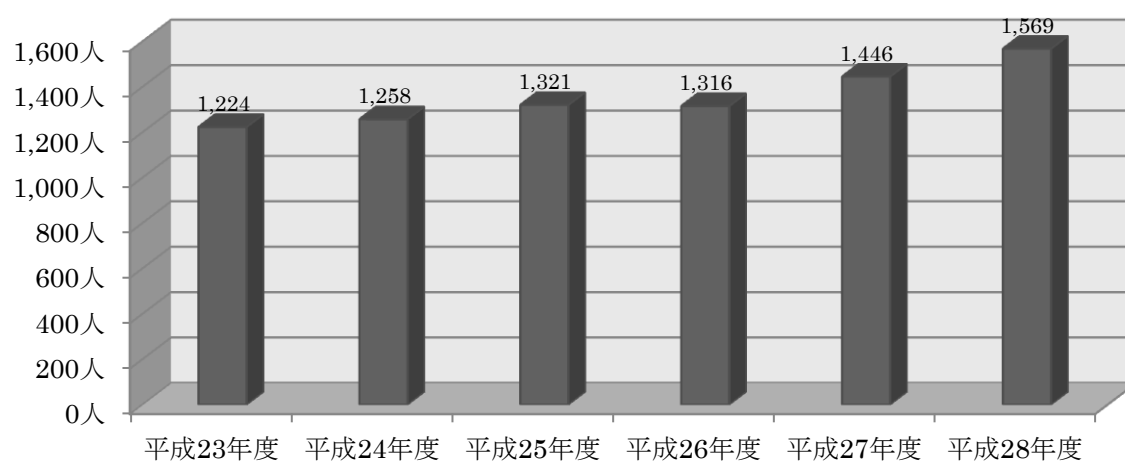
◆ 自立支援医療受給者数（管内）

（単位：人）

区分/年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
自立支援 医療受給者	1, 224	1, 258	1, 321	1, 316	1, 446	1, 569

資料：大仙保健所（各年度 3 月 3 1 日現在）

自立支援医療受給者数（管内）



※管内 大仙保健所管内（大仙市、仙北市、美郷町）

4 難病患者

本市における平成 28 年度末の特定疾病医療費受給者は 603 人で、平成 22 年度末の 504 人と比べ 99 人増加しています。小児慢性特定疾病医療費受給者は、平成 28 年度末で 70 人となっており、平成 22 年度末の 61 人と比べ 9 人の増加となっています。

小児慢性特定疾病

A:受給者数 B:新規認定

(単位:人)

N0	病 名	管内 (A)	管内 (B)	大仙市 (A)	大仙市 (B)
1	悪性新生物	22	4	9	1
2	慢性腎疾患	20	2	9	1
3	慢性呼吸器疾患	3	0	2	0
4	慢性心疾患	25	2	15	1
5	内分泌疾患	18	4	13	3
6	膠原病	6	0	5	0
7	糖尿病	6	1	3	1
8	先天性代謝異常	5	1	5	1
9	血液疾患	2	0	2	0
10	免疫疾患	2	0	2	0
11	神経・筋疾患	8	0	3	0
12	慢性消化器疾患群	6	1	2	1
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	0	0	0	0
14	皮膚疾患	0	0	0	0
	合 計	123	15	70	9

※管内 大仙保健所管内 (大仙市、仙北市、美郷町)

資料:大仙保健所

A:特定疾患医療受給者数 (平成 28 年度末現在)

(単位:人)

No	病 名	管内 (A)	管内 (B)	大仙市 (A)	大仙市 (B)
1	スモン	2	0	2	0

※管内 大仙保健所管内 (大仙市、仙北市、美郷町)

資料:大仙保健所

A:特定医療費 (指定難病) 医療受給者数 (平成 28 年度末現在)

B:特定医療費 (指定難病) 医療受給者新規認定数 (平成 28 年度内)

(単位:人)

No	病 名	管内 (A)	管内 (B)	大仙市 (A)	大仙市 (B)
1	筋萎縮性側索硬化症	14	1	10	1
2	進行性核上性麻痺	8	4	1	
3	パーキンソン病	120	10	70	8
4	大脳皮質基底核変性症	4	1	4	1
5	重症筋無力症	29	4	17	1
6	多発性硬化症/視神経脊髄炎	33	2	21	

No	病 名	管内 (A)	管内 (B)	大仙市 (A)	大仙市 (B)
7	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ／多巣性運動ニューロパチー	6	1	4	1
8	多系統萎縮症	19	2	16	2
9	脊髄小脳変性症(多系統萎縮 症を除く)	15		8	
10	ライソゾーム病	3		2	
11	もやもや病	23	1	18	1
12	プリオン病	2			
13	全身性アミロイドーシス	2		2	
14	神経線維腫症	2			
15	天疱瘡	9		6	
16	表皮水疱症	1		1	
17	膿疱性乾癬	2		1	
18	高安動脈炎	6	1	5	
19	結節性多発動脈炎	11		9	
20	顕微鏡的多発血管炎	5	1	3	
21	多発血管炎性肉芽腫症	1		1	
22	悪性関節リウマチ	2		1	
23	バージャー病	6		2	
24	全身性エリテマトーデス	70	5	49	2
25	皮膚筋炎／多発性筋炎	18	3	11	2
26	全身性強皮症	27	1	17	1
27	混合性結合組織病	16		11	
28	シェーグレン症候群	2	2		
29	ベーチェット病	22		16	
30	特発性拡張型心筋症	18		8	
31	肥大型心筋症	4		2	
32	再生不良性貧血	12	2	9	2
33	自己免疫性溶血性貧血	1		1	
34	特発性血小板減少性紫斑病	46	2	25	1
35	原発性免疫不全症候群	3			
36	IgA 腎症	7	5	7	5
37	多発性嚢胞腎	3	2	2	1
38	黄色靱帯骨化症	5		2	
39	後縦靱帯骨化症	35	3	19	1
40	広範脊柱管狭窄症	3		1	
41	特発性大腿骨頭壊死症	26	3	15	1
42	下垂体性 ADH 分泌異常症	3		3	

No	病 名	管内 (A)	管内 (B)	大仙市 (A)	大仙市 (B)
43	下垂体性 PRL 分泌亢進症	5		3	
44	下垂体性 ACTH 分泌亢進症	1		1	
45	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	2		1	
46	下垂体前葉機能低下症	13	3	8	
47	甲状腺ホルモン不応症	1		1	
48	サルコイドーシス	29		20	
49	特発性間質性肺炎	8	3	4	1
50	肺動脈性肺高血圧症	2	3	2	3
51	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	1		1	
52	リンパ脈管筋腫症	1		1	
53	網膜色素変性症	23	1	15	
54	原発性胆汁性肝硬変	27	1	15	1
55	クローン病	32	1	20	
56	潰瘍性大腸炎	149	5	93	4
57	筋ジストロフィー	2		1	
58	アトピー性脊髄炎	1			
59	ドラベ症候群	1	1	1	1
60	結節性硬化症	1	1	1	1
61	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	1			
62	プラダー・ウィリ症候群	1	1	1	1
63	単心室症	1	1	1	1
64	抗糸球体基底膜腎炎	1	1	1	1
65	一次性ネフローゼ症候群	4	2	3	1
66	オスラー病	1		1	
67	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	1			
68	リジン尿性蛋白不耐症	1		1	
69	肝型糖原病	1		1	
70	強直性脊椎炎	1	1	1	1
71	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	1	1	1	1
72	胆道閉鎖症	2		1	
73	I g G 4 関連疾患	2	1	1	1
74	好酸球性副鼻腔炎	2	1	2	1
	計	963	84	603	50

※管内 大仙保健所管内（大仙市、仙北市、美郷町）

資料：大仙保健所

第3章 地域資源の状況

第1節 障がい福祉サービス提供事業所

市内の障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスを提供する事業所の設置状況は以下のとおりです。

◆ 障がい福祉サービス事業所の状況

サービス区分	事業所数	定 員
居宅介護	6	—
重度訪問介護	6	—
同行援護	4	—
短期入所	2	5
生活介護	5	1 8 0
自立訓練（生活訓練）	1	6
就労移行支援	3	1 8
就労継続支援（A型）	1	1 0
就労継続支援（B型）	4	1 0 3
施設入所支援	2	1 1 0
共同生活援助	6	4 1
計画相談支援	5	—
地域移行支援	1	—
地域定着支援	1	—
児童発達支援	1	1 0
放課後等デイサービス	4	4 0
障がい児相談支援	2	—

（平成30年1月31日現在）

第2節 地域生活支援事業提供事業所

市内で地域生活支援事業を提供している事業所は以下のとおりです。

◆ 地域生活支援事業提供事業所の状況

サービス区分	事業所数	定 員
地域活動支援センター	1	—
移動支援	2	—
訪問入浴サービス	2	—
日中一時支援	5	1 8
一般相談	3	—

（平成30年1月31日現在）

第2編

第3次大仙市障がい者計画

第1章 計画の基本的考え方

第1節 基本理念

ともに助け合い支え合い安心して自立した生活をおくることができるまち

本市では市民と行政がともにまちづくりを推進していくための基本理念を「ともに助け合い支え合い安心して自立した生活をおくることができるまち」とします。

この基本理念は、第1次、第2次大仙市障がい者計画の基本理念を踏襲したもので、本市の第2次総合計画の基本理念である「生き生きと生活し働くことのできる活力と創造にみちたまち ともに助け合い支え合う安全・安心のまち 豊かな人材と生活環境が整った魅力あるまち」の実現を目指すものです。

地域にはさまざまな人が暮らしており、障がいのある人も地域における構成員として、生きがいに満ち豊かで活気のある生活をおくる必要があります。

この基本理念に基づき、すべての人がお互い人権を尊重し、ともに助け合い、支え合い、すべての障がい者等が個性を発揮して地域で活躍し、安心して自立した生活をおくることができるようなまちづくりを目指します。

第2節 基本的視点

本計画の基本理念を実現するため、次の3つの基本視点に基づき、施策を体系化します。

1. とともに生きる地域社会の実現

障がいや障がい者等に対しての理解を促進するための啓発活動や、障がい者等があらゆる分野の活動に参加する機会の確保を図り、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う地域社会の実現を目指します。

2. 総合的な福祉サービスの提供

障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために必要なサービスを提供できるよう提供体制の整備を進めるとともに、サービスの支援内容についての情報提供・相談体制の充実などを図り、障がい者等が必要とするサービスを適切に受けられるようにします。

3. 自立した生活の支援

保健・医療・福祉・教育や就労等関係機関と連携し、それぞれの支援対策の充実を図るとともに、乳幼児期から学齢期、成年期、高齢期に至るまでのライフステージの全段階を通して、ニーズに応じた適切な支援をすることにより、その人らしく自立した生活を送れるようにします。

第3節 計画の基本目標と施策

この計画では、上記「理念」及び基本的な視点を踏まえた7つの施策の基本目標を掲げます。

1 基本目標

1 障がいのある人への理解啓発・交流の促進

2 安全で快適な生活環境の整備

3 総合的な障がい福祉サービスの提供

4 保健・医療の充実

5 個に応じた育成・教育の推進

6 就労支援と雇用促進

7 生きがいのある生活支援

2 施策の方向と個別事業の実施

- ◆ 基本目標の達成をめざした施策の方向を定めます。
- ◆ 施策の方向に基づいた各種の事業を実施します。

第2章 施策の体系

基本理念

ともに助け合い支え合い安心して自立した生活をおくることができるまち

- 基本的視点
1. ともに生きる地域社会の実現
 2. 総合的な福祉サービスの提供
 3. 自立した生活の支援

基本目標

施策の方向

1. 障がいのある人への理解啓発・交流の推進	(1) 理解促進・啓発活動の推進 (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進 (3) 権利擁護の推進、虐待の防止 (4) 交流・ふれあいの機会の確保 (5) ボランティア活動の推進
2. 安全で快適な生活環境の整備	(1) バリアフリー化の推進 (2) 居住環境の整備 (3) 緊急時支援体制の整備
3. 総合的な障がい福祉サービスの提供	(1) 障がい福祉サービス等の充実 (2) サービス提供体制の整備 (3) 在宅障がい者への支援 (4) 相談支援体制の充実 (5) 情報提供の充実 (6) 障がい児支援の充実 (7) 生活安定のための施策の推進
4. 保健・医療の充実	(1) 母子保健の充実 (2) 地域医療の充実 (3) 健康づくりの充実
5. 個に応じた育成・教育の推進	(1) 障がい児の育成支援 (2) 特別支援教育の充実 (3) 教育環境の整備
6. 就労支援と雇用促進	(1) 一般就労への支援 (2) 福祉的就労への支援
7. 生きがいのある生活支援	(1) スポーツ・レクリエーション活動の支援 (2) 生涯学習の機会の充実 (3) 社会参加の促進

第3章 施策の展開

- ◆ 基本目標の達成に向け現状と課題の整理を行い、基本方針と施策の方向を定めます。
- ◆ 基本方針と施策の方向に基づき、個別事業を実施していきます。

個別事業の体系

基本目標	施策の方向	個別事業
1 障がいのある人への理解啓発・交流の推進	(1) 理解促進・啓発活動の推進	① 市民の意識啓発・広報活動の充実 ② 大仙市地域自立支援協議会との連携
	(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進	① 障がいを理由とする差別の解消の周知 ② 大仙市障がい者差別解消推進地域協議会との連携 ③ 社会的障壁の除去に向けた取組
	(3) 権利擁護の推進、虐待の防止	① 日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用支援 ② 障がい者等の虐待防止対策の推進
	(4) 交流・ふれあいの機会の確保	① 地域の交流の場づくりへの支援 ② ボランティア等によるイベント参加への支援
	(5) ボランティア活動の推進	① ボランティアセンター機能の充実 ② 災害時のボランティア体制の整備 ③ 児童・生徒を対象としたボランティア活動の充実
2 安全で快適な生活環境の整備	(1) バリアフリー化の推進	① 人にやさしいまちづくりの推進 ② 公共施設のバリアフリー化の推進
	(2) 居住環境の整備	① 住宅のバリアフリー化への助成 ② 市営住宅のバリアフリー化の推進 ③ 一般住宅の耐震化の促進
	(3) 緊急時支援体制の整備	① 自主防災組織の活性化 ② 災害時の避難行動要支援者避難支援体制の整備 ③ 緊急時・災害時の情報獲得、発信手段の確保
3 総合的な障がい福祉サービスの提供	(1) 障がい福祉サービス等の充実	① 自立支援給付の推進 ② 地域生活支援事業の充実 ③ サービスの一体的利用に関する支援
	(2) サービス提供体制の整備	① 福祉関係各課との連携・強化 ② 介護保険サービスとの調整 ③ 自立した生活の支援体制の整備
	(3) 在宅障がい者への支援	① 食の自立支援事業の実施 ② ちょっとサービス事業の実施 ③ 補助犬(盲導犬・介助犬)の利用促進 ④ 活動範囲の拡大支援

3 総合的な障がい福祉サービスの提供	(4)相談支援体制の充実	①相談窓口の充実 ②相談支援体制の整備
	(5)情報提供の充実	①広報のバリアフリー化の促進 ②意思疎通支援の充実 ③利用者に配慮した情報の提供
	(6)障がい児支援の充実	①各種乳幼児健診後のフォロー体制の充実 ②療育支援事業の充実 ③サービス提供体制の整備
	(7)生活安定のための施策の推進	①障害基礎年金、福祉医療制度の周知 ②各種手当・助成制度の周知 ③資金の貸付相談
4 保健・医療の充実	(1)母子保健の充実	①乳幼児健康診査の充実 ②相談・支援事業の充実 ③乳幼児家庭訪問の充実
	(2)地域医療の充実	①保健医療サービスの充実 ②地域医療の強化
	(3)健康づくりの充実	①健康づくりの啓発と推進 ②心の健康に関する正しい知識の普及 ③健康診査・各種検診事業の充実 ④予防接種の推進
5 個に応じた育成・教育の推進	(1)障がい児の育成支援	①障がいのある児童の保育の充実 ②保育アドバイザー等による保育士・保護者への支援 ③障がい児の放課後支援対策の充実
	(2)特別支援教育の充実	①学校生活支援員の配置 ②教職員の特別支援教育研修の充実 ③特別支援学校との連携強化
	(3)教育環境の整備	①学校施設のバリアフリー化への対応
6 就労支援と雇用促進	(1)一般就労への支援	①大曲公共職業安定所等関係機関との連携強化 ②障がい者雇用に対する理解の促進
	(2)福祉的就労への支援	①就労継続支援の提供 ②通所施設等交通費助成事業の継続
7 生きがいのある生活支援	(1)スポーツ・レクリエーション活動の支援	①全県障がい者スポーツ大会参加への支援・協力 ②安全・安心なスポーツ環境の整備
	(2)生涯学習の機会の充実	①生涯学習情報の発信 ②専門性を有した学習講座の開催
	(3)社会参加の促進	①障がい者等の福祉団体活動の支援 ②障がい者・関係施設等の活動紹介

基本目標 1 障がいのある人への理解啓発・交流の促進

1 基本方針

平成29年度に実施したアンケート調査の結果をみると、障がいのある人への理解については、全体では「まあまあ理解がある」が35.3%と最も多く、「かなり理解がある」(9.7%)と合わせた『理解がある』(45.0%)が「あまり理解がない」(19.7%)と「まったく理解がない」(3.4%)を合わせた『理解がない』(23.1%)を上回っています。しかしながら、障がいのある人をジーンと見たり、障がいのある人に対して、心ない言葉をかけるなど、理解が進んでいないと感じる行為がまだまだ見られます。

身体に障がいのある人、知的な障がいや、精神に障がいのある人、難病、発達障がい及びその他心身に障がいのある人などさまざまな人が地域で暮らしています。

外見からはわからない障がいもあり様々な誤解を受けることもあります。

こうした障がい者等が地域において自立した生活をし、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う地域社会を実現するためには、障がいへの正しい理解を深めるための広報・啓発活動への取り組みや、地域交流、ボランティア活動等を推進していく必要があります。

このような課題に取り組むため、次のような基本方針に基づき、施策を展開します。

【基本方針】

- ◆ 障がいへの理解を深め、差別や偏見をなくし、ともに助け合い、支え合う市民意識の醸成を図ります。
- ◆ 障がい者等があらゆる分野の活動に参加する機会の確保を図ります。
- ◆ 障がい者等が地域で安心して生活できる環境づくりのため、大仙市社会福祉協議会や大仙市地域自立支援協議会の活用を図ります。

2 施策の方向と個別事業

(1) 理解促進・啓発活動の推進

障がいのある人となない人が、ともに助け合い、支え合い地域で生活するため、障がいへの理解を深めるための意識啓発や広報活動の充実を図り、市民の意識の醸成に努めます。

また、障がい者等による作品展等の事業を支援し、理解の促進を図ります。

① 市民の意識啓発・広報活動の充実

障がいに対する理解を深めるために、市の広報紙、ホームページ、ラジオ等を活用した広報啓発を行い、市民の理解と認識を深めます。

関係課・所 社会福祉課

② 大仙市地域自立支援協議会との連携

大仙市地域自立支援協議会と連携し、障がい者等の作品展・即売や、障がい福祉サービス事業所等の紹介を行い、障がい者等に対する理解を深められる取り組みを推進します。

関係課・所 社会福祉課

（２）障がいを理由とする差別の解消の推進

平成２８年４月から施行された障害者差別解消法では、国・地方公共団体等において、障がいを理由とする不当な差別的取扱いが禁止されました。

また、行政機関等は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的配慮を行うことが義務化されています。

障害者差別解消法について周知を図るとともに、社会的障壁の除去に向けた取組を進めます。

① 障がいを理由とする差別の解消の周知

障がいを理由とする差別を解消し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しあいながらともに暮らせる社会の実現に向けて周知啓発を行っていきます。

関係課・所 社会福祉課

② 大仙市障がい者差別解消推進地域協議会との連携

大仙市障がい者差別解消推進地域協議会との連携により、地域全体として障がいを理由とする差別を解消するための取り組みを推進するとともに、差別を受けた場合の相談体制の充実を図ります。

関係課・所 社会福祉課

③ 社会的障壁の除去に向けた取組

市では、不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供等について大仙市職員対応要領を定め、社会的障壁の除去に向けて取り組んでいきます。

関係課・所 全課

（３）権利擁護の推進、虐待の防止

障がいによって、権利利益の侵害や不利益を被ることのないよう、成年後見制度の利用を支援するとともに、障がい者等の虐待防止に努めます。

① 日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用支援

認知症や知的障がい、精神障がい等によって判断能力が不十分な障がい者等の権利と財産を守り支援するための日常生活自立支援事業の実施や、身寄りのない方の法定後見開始の申立てをする人がいない方に代わって、市が審判開始の申立等の支援を行います。

関係課・所 社会福祉課 地域包括支援センター 大仙市社会福祉協議会

② 障がい者等の虐待防止対策の推進

障がい者等の虐待の防止に努めるとともに、虐待に対応するため、虐待防止センターを設置し、関係機関や地域との連携を図りながら、早期発見と迅速な対応ができる体制の充実を図ります。

関係課・所 社会福祉課

(4) 交流・ふれあいの機会の確保

障がい者等が積極的に地域活動等に参加できる環境を整え、地域住民と交流することによってお互いに理解や協力が得られるよう支援していきます。

① 地域の交流の場づくりへの支援

住民同士の連帯感の向上やネットワークの構築など、地域福祉の充実のため、町内会や自治会など地域住民が実施する交流の場づくりを支援します。

関係課・所 社会福祉課 大仙市社会福祉協議会

② ボランティア等によるイベント参加への支援

障がいがあるために社会活動の範囲が制限されてしまわないように、ボランティアや手話奉仕員等の派遣を行い、障がい者等が積極的に社会活動に参画できるよう支援していきます。

関係課・所 社会福祉課 大仙市社会福祉協議会

(5) ボランティア活動の推進

ボランティア活動の活性化を図るため、ボランティア団体の活動支援を行うほか、障がい者支援施設等におけるボランティア活動の機会の拡充を図ります。

① ボランティアセンター機能の充実

大仙市社会福祉協議会の各支所にボランティアセンターを設置し、ボランティア団体の活動支援、ボランティアの登録や斡旋、情報提供の充実を図ります。

また、必要とされるボランティア活動の情報が市民に周知されるよう、ボランティアセンターとの情報共有に努めます。

関係課・所 社会福祉課 大仙市社会福祉協議会

② 災害時のボランティア体制の整備

災害時に迅速に対応できるようボランティアセンターの体制整備を図るほか、細やかなニーズに対応できるよう、災害時のボランティアに関して学ぶ機会の充実に努めます。

関係課・所 大仙市社会福祉協議会

③ 児童・生徒を対象としたボランティア活動の充実

小・中・高校生を対象にした、ボランティア体験学習の実施や、障がい等の疑似体験授業を行い、子どもたちに対して、福祉について考え、参加する機会を作り、福祉の心を育みます。

関係課・所 社会福祉課 大仙市社会福祉協議会

基本目標 2 安全で快適な生活環境の整備

1 基本方針

平成29年度に実施したアンケート調査による障がい福祉事業への要望については、「障がいのある方が住みやすい住宅の確保や整備」(33.6%)、「地域で障がいのある方を支えていく体制づくり」(33.2%)、「障がいのある方へ配慮したまちづくりの推進」(30.7%)などが高い割合となっています。

また、災害時の備えとして取り組むべきことについては、「地域・近所での日頃からの協力体制づくり」が44.1%と最も多く、以下「障がいのある方を避難誘導する体制づくり」(42.4%)、「災害時の生活支援体制の確立」「災害時の医療受診」(ともに35.3%)、「災害時の情報伝達方法の工夫」(31.1%)等があげられています。

障がい者等が安心して快適な生活をおくるためには、日常生活や外出、社会参加の妨げになる社会的障壁を取り除き、障がい者等に配慮した生活環境の整備が必要であり、住宅環境、公共施設、道路等のバリアフリー化を推進するとともに、安全で安心な生活に向けて、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、声掛けや見守りなど、住民や地域が主体となる共助の取り組みを促し、地域防災力の向上を図っていく必要があります。

このような課題に取り組むため、次のような基本方針に基づき、施策を展開します。

【基本方針】

- ◆ 外出、社会参加を支援するため、公共施設や道路等のバリアフリー化を推進します。
- ◆ 住宅環境の利便性や安全確保を図るため、バリアフリー化を推進します。
- ◆ 自治会、自主防災組織等の関係機関と連携し、災害時における地域支え合いの仕組みづくりを支援する取り組みを行っていきます。

2 施策の方向と個別事業

(1) バリアフリー化の推進

すべての市民が安心して暮らせるように、道路、公園などのバリアフリー化を計画的に進めるほか、公共施設や民間施設においてもバリアフリー化を進めることにより、誰もが暮らしやすいまちづくりに努めます。

① 人にやさしいまちづくりの推進

医療・福祉・健康・交通等の都市機能が集約した「大曲ヒカリオ」が誕生したことから、こうした都市機能の集約を生かしつつ、幼児、児童、高齢者、障がい者等をはじめ多くの市民にとって、暮らしやすいまちづくりを目指します。

また、避けて通れない冬の除排雪などの雪対策、防災や緊急時の避難支援体制などの構築と市民が安心して暮らせるまちづくりの施策を進めます。

関係課・所	総合防災課	雪対策推進室	まちづくり課
	社会福祉課	地域包括支援センター	健康増進センター
	道路河川課	都市管理課	大仙市社会福祉協議会

② 公共施設のバリアフリー化の推進

道路や歩道などを含む公共施設のバリアフリー化については、幼児、児童、高齢者、車いす利用者等の安全な歩行空間の確保など公共施設の整備を促進します。

関係課・所	まちづくり課	道路河川課	都市管理課
-------	--------	-------	-------

（２）居住環境の整備

住宅需要や地域特性を考慮した一戸建住宅、市営住宅の整備や一般住宅についても住宅環境の利便性や安全確保を図るため、バリアフリー化を実現します。

① 住宅のバリアフリー化への助成

一般住宅における浴槽の低位置化、洋式トイレへの手すりの取り付け、床の段差の解消など、住まいのバリアフリー化を推進します。また、重度身体障がい者が自宅での生活をしやすいするための、手すりの取り付け、段差解消等のバリアフリー化に対する一部助成をします。（地域生活支援事業－日常生活用具給付）

関係課・所 社会福祉課 建築住宅課

② 市営住宅のバリアフリー化の推進

市営住宅については、住宅環境の利便性や安全確保を図るため、手すりの取り付け、床の段差解消などのバリアフリー化を促進するとともに、駐輪場の整備や駐車場の新設・増設を推進します。

関係課・所 建築住宅課

③ 一般住宅の耐震化の促進

各種推進組織、自治会等の参加による地震防災対策、市民参加の地域防災や住宅・建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及や啓発、情報提供、相談窓口の設置などを行うとともに、診断・改修に関する助成措置の充実を図ります。

関係課・所 総合防災課 建築住宅課

(3) 緊急時支援体制の整備

緊急時・災害時における情報伝達手段を整備すると共に、迅速な避難所の開設体制を構築します。

また、災害時の避難支援者を含む地域住民や関係機関と連携するためのネットワークの構築を目指します。

① 自主防災組織の活性化

地域防災力の要となる自主防災組織について、組織率の向上に努めるとともに、組織活動の活性化について推進していきます。

関係課・所 総合防災課

② 災害時の避難行動要支援者避難支援体制の整備

「大仙市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、地域の自主防災組織等との情報の共有や連携を図り避難支援体制の整備に努めます。

また、災害発生後は、一次避難所での生活に特別な配慮を必要とする方々を対象にした福祉避難所の確保に努めます。

関係課・所 社会福祉課 総合防災課

③ 緊急時・災害時の情報獲得、発信手段の確保

災害時には情報網の損壊が予想されることから、災害情報を迅速かつ的確に収集伝達するための情報伝達手段の確立を図ります。

また、防災ネットだいせん、FMはなびを活用し、災害情報・避難情報・災害時の生活に必要な情報の迅速な伝達を図ります。

関係課・所 総合防災課 総合政策課

基本目標３ 総合的な障がい福祉サービスの提供

１ 基本方針

平成２９年度に実施したアンケート調査の障がい福祉事業への意見・提案では、総合的な障がい福祉サービスに関しての意見・提案が最も多く、「経済的支援の充実」「通所・入所施設の設置」「障がい児支援の充実」「情報提供の充実」など内容は多岐にわたっています。

障がい者等が安心して生活を送ることができるよう、福祉サービスの充実を図るためには、障がいの特性や状況に応じたきめ細かな福祉サービスを提供していくとともに、利用者の多様なニーズに対応する支援体制の整備や支援を計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず安心して生活できる地域社会の実現に向けた体制の確立が求められています。

また、障がい者等の自立・社会参加を進めていくためには、相談機関等の情報提供の充実、生活安定施策の推進を図っていく必要があります。

このような課題に取り組むため、次のような基本方針を示し、施策を展開します。

【基本方針】

- ◆ 障がい者計画及び障がい福祉計画に基づき、総合的なサービス提供の基盤整備を進めるとともに、ケアマネジメント体制を整備して相談支援を強化します。
- ◆ きめ細かな自立支援給付の提供と地域生活支援事業の実施により、利用者のための総合的なサービスの充実を図り、地域での自立した生活を支援するとともに、障がいの特性に応じた情報の提供に努めます。
- ◆ 各種手当等の充実により、生活の安定のための施策を推進します。

2 施策の方向と個別事業

(1) 障がい福祉サービス等の充実

障がい者等の一人ひとりの障がいの状態やニーズに応じて、適切な支援が受けられるよう、障がい福祉サービス、地域生活支援事業等のサービス量の充実を図るとともに、サービスの質の向上に努め提供します。

① 自立支援給付の推進
障がい者等が、希望するサービスを適切に利用することができるよう自立支援給付の適切な支給に努め、生活を支援します。障がい福祉サービスについては、「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」に基づき、サービス提供体制の充実に努めます。
関係課・所 社会福祉課

「自立支援給付」は、利用者への個別給付で、介護給付費、訓練等給付費、自立支援医療費、補装具費などが支給されます。		
	事業名	事業内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、移動や外出先での必要なサービスを行います。
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

	事業名	事業内容
介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練宿泊型	地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練等を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所、家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
計画相談	計画相談支援	心身の状況、環境、サービス利用の意向及び内容等を定めた計画を作成、その計画に沿った相談支援を行います。
	障がい児相談支援	障がい児の心身の状況、環境、障がい児又は保護者のサービス利用の意向、利用するサービスの種類及び内容等を定めた計画を作成、その計画に沿った相談支援を行います。

	事業名	事業内容
障 が い 児 給 付	児 童 発 達 支 援	施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の必要な支援を行います。
	医 療 型 児 童 発 達 支 援	肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療等の必要な支援を行います。
	保 育 所 等 訪 問 支 援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外との集団生活への適応のための支援を行います。
	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がい児について、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の必要な支援を行います。
	居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
補 装 具	障がい者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される義足、装具、車いす等の補装具を支給します。	
自 立 支 援 医 療	心身の障がいの除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。 【対象者】 〈精神通院医療〉 統合失調症等の精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方。 〈更生医療〉 身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により、確実に効果が期待できるもの。（１８歳以上） 〈育成医療〉 身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できるもの。（１８歳未満）	

② 地域生活支援事業の充実
障がい者等が地域の中で安心して暮らせるように、地域の実情に応じたサービスを提供し、障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を支援します。提供にあたっては「障がい福祉計画」に基づき、適正な提供に努めるとともに、新たなニーズに対応するため、障がい者等や関係機関との情報交換を行い、サービス提供体制の充実と整備を図ります。
関係課・所 社会福祉課

【大仙市の地域生活支援事業】	
「地域生活支援事業」は、障がい者等がその能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう市が実施するものです。	
事業名	事業内容
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のための必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活を支援します。
意思疎通支援事業	意思疎通に支障がある障がい者等に対し、手話通訳者・要訳筆記者の派遣により、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付事業	重度の障がい者等に、日常生活が円滑に送れるように、障がいの種類や程度に応じて、日常生活に欠くことができない用具を給付します。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出が円滑にできるように、移動の支援をします。
地域活動支援センター事業	障がい者等に、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の支援を行い、地域生活支援の促進を図ります。
訪問入浴サービス事業	障がい者等の生活を支援するため、自宅訪問し、入浴サービスを提供し、障がい者等の清潔の保持を図ります。
日中一時支援事業	日中に障がい者等を施設で一時的に預かることにより、その家族や介護者の就労や休息などを支援します。
点字・声の広報発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者等のために、点訳・音訳等の方法により、広報等を定期的に提供します。

事業名	事業内容
ガイドヘルパー派遣事業	外出及び社会参加が困難な視覚障がい者等に対し、ガイドヘルパーを派遣することにより、視覚障がい者等の外出及び社会参加を容易にします。
生活訓練事業	障がい者等に対し、生活の質的向上を図ることを目的に、日常生活上必要な訓練、指導等、本人活動の支援を行います。

③ サービスの一体的利用に関する支援
制度改正により誕生する「共生型サービス」では、介護が必要な高齢者も障がい者等もケアするようになります。長年、障がい福祉サービスを利用してきた人にとっては、歳を重ねても同じサービスを利用し続けられるよう、一体的にサービスを提供する取り組みを進めていきます。
関係課・所 社会福祉課 地域包括支援センター

（２）サービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行など様々な課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域で支えるシステムを実現するため地域の社会資源を最大限に活用します。

① 福祉関係各課との連携・強化

地域包括支援センターや生活支援課、子ども支援課、健康増進センターなど福祉各部門と連携し、必要な情報の共有化などにより、市民サービスの向上に努めます。

関係課・所 社会福祉課 地域包括支援センター
生活支援課 子ども支援課 健康増進センター

② 介護保険サービスとの調整

介護保険制度と障がい福祉サービス等をはじめとする障がい者福祉施策との調整を図りながら、サービス利用者に適切なサービスの提供ができるよう、両制度の柔軟な活用と円滑な運営に努めます。

関係課・所 社会福祉課 地域包括支援センター 介護保険事務所

③ 自立した生活の支援体制の整備

障がい者等の生活を地域で支えるシステムを実現するため、地域の障がい福祉サービス事業所、大仙市地域自立支援協議会との連携を図り、地域生活支援拠点等の整備や、利用者が必要とする適切なサービスを提供できるよう体制の整備を図ります。

関係課・所 社会福祉課

※地域生活支援拠点

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた視点に立ち、地域において求められている相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の機能を持った拠点

（３）在宅障がい者への支援

障がい者等の在宅生活を支えるため、食の自立支援事業等の実施や、障がい者等の社会活動参加促進のための支援を行います。

① 食の自立支援事業の実施

調理が困難な障がい者、高齢者等に対し、定期的に職員やボランティアが訪問し、栄養バランスのとれた食事を配食するとともに、サービス利用者の安否確認を行います。

関係課・所 社会福祉課 地域包括支援センター 大仙市社会福祉協議会

② ちょっとサービス事業の実施

公的なサービスでは補えず日常生活に支障をきたしている65歳以上の高齢者世帯、障がい者世帯を対象に、安心して自立した生活を送ることができるように、公的なサービスでは対応できない調理・買い物・病院内の付き添い・入院中の支援などのサービスを提供します。

関係課・所 社会福祉課 大仙市社会福祉協議会

③ 補助犬（盲導犬・介助犬）の利用促進

身体障がい者の社会参加と自立更生の促進のため、様々な広報手段を活用して制度の周知を図り、補助犬の利用を促進します。

関係課・所 社会福祉課

④ 活動範囲の拡大支援

障がい者等の社会参加を支援するため、移動手段である自動車の改造費の助成、運転免許の取得費用の助成やタクシー券の給付事業などを実施します。

関係課・所 社会福祉課

（４）相談支援体制の充実

障がい者等が、地域で暮らしていくために必要な障がい福祉サービスや地域生活支援事業等を適切に受けられるよう相談支援体制の充実を図ります。

① 相談窓口の充実

障がい者等が必要とする情報の提供や、適切な助言を受けることができるよう、各相談支援事業所及び関係機関との連携を図り、様々な分野の相談に対応できるよう相談支援体制の強化を図ります。

関係課・所 社会福祉課 地域包括支援センター 生活支援課
子ども支援課 健康増進センター 大仙市社会福祉協議会

② 相談支援体制の整備

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を担う基幹相談支援センターの設置に努めます。

関係課・所 社会福祉課

（５）情報提供の充実

手話や点字、音訳、広報のバリアフリー化など、障がい者等に対する総合的な情報提供体制を整備するとともに、障がい者等に配慮をしながら、情報提供の充実を図ります。

① 広報のバリアフリー化の促進

視覚障がい者の情報提供のために、市の音声広報においては、明瞭な音質と頭出しの容易なデージー録音で情報提供を行います。

また、障がい者等の意見を反映させながら、情報提供の充実を図ります。

関係課・所 社会福祉課

② 意思疎通支援の充実

市の窓口到手話通訳者を設置し、聴覚障がい者からの相談や手話通訳に対応するほか、手話の普及促進に向けた取り組みを行います。

関係課・所 社会福祉課

③ 利用者に配慮した情報の提供

障がい者等に対する情報提供の充実に向け、手話通訳者の設置や、点字による通知文書の添付、デージー録音の作成など情報バリアフリーの推進に向け支援を行います。

関係課・所 社会福祉課

（６）障がい児支援の充実

障がい児ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図るとともに、各種乳幼児健診後の指導や療育相談、学校保健事業など、早期療育体制の充実に努めます。

① 各種乳幼児健診後のフォロー体制の充実

発達に特別な支援を必要とする乳幼児に対して、乳幼児発達支援連絡会やなかよし教室など乳幼児健康診査後のフォロー体制の充実に努め、他の療育関係機関との連携を強化し、保護者への周知や相談支援体制の充実に図ります。

関係課・所 社会福祉課 子ども支援課 健康増進センター

② 療育支援事業の充実

障がいの特性や一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援が行えるよう、各関係機関との連携を図りながら、早期療育事業の充実に図ります。

関係課・所 社会福祉課 子ども支援課 健康増進センター 教育指導課

③ サービス提供体制の整備

発達に特別な支援を必要とする児童及びその保護者に対する支援体制を強化するため、身近な地域で適切なサービスを継続的に受けることができる体制の整備に努めます。

関係課・所 社会福祉課

（７）生活安定のための施策の推進

障害基礎年金、各種手当の充実、生活福祉資金等の貸付や医療福祉制度による保険給付自己負担金の助成等の実施により、生活の安定のための施策を推進します。

① 障害基礎年金、福祉医療制度の周知

国民年金の加入期間中に病気や事故等により障がい者となった人に対して、障がい基礎年金を支給します。なお、保険料未納などの理由により受給できないケースが多数あるため、ホームページや広報等による周知で、課題の解消を図ります。

また、重度心身障がい者等が必要とする医療を容易に受けられるようにするため自己負担分を助成する福祉医療制度について、広報やホームページ等で周知に努め医療環境の充実を図ります。

関係課・所 市民課

② 各種手当・助成制度の周知

障がい者等やその家族を対象として、各種手当や助成制度の支給手続きの受付を行うとともに、対象者に確実な支給ができるように、制度の周知や適正な運用を行い、障がい者等の経済的な安定への支援を行います。

関係課・所 社会福祉課 子ども支援課 教育指導課

③ 資金の貸付相談

障がい者等や低所得者等に対し、たすけあい資金や生活福祉資金の貸付や援助指導により、経済的自立や社会参加の促進を図ります。

また、資金の貸付申込者に対する相談支援、償還指導、生活課題解決等の相談体制の強化を図ります。

関係課・所 大仙市社会福祉協議会

基本目標4 保健・医療の充実

1 基本方針

平成29年度に実施したアンケート調査の結果をみると、地域で生活するために必要なことについては、「医療機関」が40.3%、日常生活の悩みでも「健康に不安がある」が32.4%と高くなっており、介助者の悩みについては、「自分の健康に不安がある」が34.4%と最も高くなっています。

障がい者等が地域において良好な生活を送るためには健康が大切であり、医療、リハビリテーション等の充実はもちろんですが、障がい者等の生活の質を高め、障がいの内容や状況に応じた保健指導を行うとともに、生活習慣病の予防についても情報提供していく必要があります。

また、障がいの早期発見や予防のための各種の健康診査事業の実施に加え、関係機関との連携を図り、適切な療育が受けられるよう体制の整備を進める必要があります。

このような課題に取り組むため、次のような基本方針に基づき、施策を展開します。

【基本方針】

- ◆ 疾病の早期発見や予防を図るため、各種健康診査事業を実施するとともに、受診率の向上に努めます。
- ◆ 地域で先進的な高度医療を受けることができる医療環境を整備するとともに、保健医療サービスの充実を図ります。
- ◆ 不安や悩みを一人で抱え込まずに相談することの大切さを普及し、メンタルヘルスの向上と自殺の予防に努めます。

2 施策の方向と個別事業

(1) 母子保健の充実

疾病、障がいの早期発見、早期治療、早期療育のため、乳幼児期における健康診査を実施するとともに、保護者の育児不安軽減のため各種の相談事業、家庭訪問指導事業等により、母子保健の充実を図ります。

① 乳幼児健康診査の充実

乳幼児の健全な育成のため、乳幼児期における疾病・障がいの早期発見、早期治療、早期療育を目的に、4か月児から3歳児までの集団健康診査や医療機関での10か月児の個別健診を実施します。

また、発達障がい等の早期発見と適切な支援の実施のため、乳幼児発達支援連絡会を開催し、関係機関との連携により保護者も含めた総合的な発達支援を推進します。

関係課・所 健康増進センター

② 相談・支援事業の充実

妊娠期より、妊婦健康相談、パパママ教室等を開催し、新米パパママを支援します。

また、離乳食教室、乳幼児健康相談等を実施することにより、保護者の子育てに対する不安の軽減に努めます。

関係課・所 健康増進センター

③ 乳幼児家庭訪問の充実

生後4か月までの新生児・乳児の全家庭を訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）し、早期の育児不安の軽減に努めるとともに、乳幼児健康診査後も訪問等による継続した支援を実施します。

関係課・所 健康増進センター

（２）地域医療の充実

県や大仙仙北二次医療圏の圏域市町と連携し、秋田県医療計画に基づき、保健・医療・福祉のサービスが一体的に受けられる体制を整備し、市民の利便性を図っていきます。

① 保健医療サービスの充実

住み慣れた地域で、安心して高度医療を受けられるように、大仙仙北二次医療圏の中核病院である大曲厚生医療センターの機能強化を図ります。

関係課・所 健康増進センター

② 地域医療の強化

地域の医療機関の機能強化と機能分化を図り、病病連携、病診連携、診診連携の推進を図ります。

また、医師会、歯科医師会等を連携し、無医地区、無歯科医地区対策を進めるとともに、休日夜間の診療体制の強化を図ります。

関係課・所 健康増進センター

(3) 健康づくりの充実

障がいの原因ともなる生活習慣病の予防や早期発見のための各種検診事業や健康づくり事業などの実施により、市民の心身の健康保持と意識の向上を図ります。

① 健康づくりの啓発と推進

生活習慣の見直しや血圧測定などヘルスチェックを行う相談事業を実施し、市民が生活習慣病の予防に取り組めるよう支援します。

また、広報誌やホームページ、FM ラジオを通じて、健康づくりに関する情報を発信し、市民の健康づくりに対する意識の向上を図ります。

関係課・所 健康増進センター

② 心の健康に関する正しい知識の普及

心の健康に関する正しい知識の普及に努めるとともに、心の健康に問題を抱えた人のサインに早期に気づき適切な対応につなげるため、関係機関等と連携して自殺を未然に防ぐための体制づくりを強化します。

関係課・所 健康増進センター

③ 健康診査・各種検診事業の充実

特定健診・後期高齢者健診、各種がん検診について、日曜健診(検診)や追加健診(検診)を実施し、市民が受診しやすい体制の整備と、受診率の向上を図ります。

また、各種精密検査の受診率向上を図り、疾病の重症化を予防します。

関係課・所 健康増進センター

④ 予防接種の推進

的確な情報提供を行うとともに、県や医師会との連携を強化し、安全正確に予防接種を実施できる体制づくりを整備します。

関係課・所 健康増進センター

基本目標5 個に応じた育成・教育の推進

1 基本方針

平成29年度に実施したアンケート結果では、通っている学校・学級・施設については、「一般の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校に通っている」が50.0%と最も多く、以下「支援学校（小中高等部）に通っている」（45.8%）などとなっています。

また、療育・教育で困っていることについては、「今後の進学・進路選択で迷っている」が58.3%と最も多くなっています。

障がい児の育成支援、障がい児教育、障がい児の教育環境の更なる充実が必要であるとともに、障がい児の将来における自立と社会参加を促進するため、本人の適性或障がいの特性に応じた教育・指導を充実していく必要があります。

このような課題に取り組むため、次のように基本方針を示し、施策を展開します。

【基本方針】

- ◆ 「個に応じた育成・教育の推進」を実現するため、障がい児の育成支援や障がい児教育の充実を図るとともに、教育環境の整備を推進します。
- ◆ 障がいのある子ども一人ひとりの障がいの特性に応じて、幼児期から学校卒業時まで一貫した支援を継続的・計画的に実施し、個に応じた保育・教育への支援を行います。

2 施策の方向と個別事業

(1) 障がい児の育成支援

障がい児保育の充実、障がい児受け入れ体制の整備に努め、障がい児の育成支援を強化するとともに、県が実施する就学相談や巡回相談などの各相談事業等を活用しながら、幼児期から学校卒業までのライフステージに応じた支援を実施していきます。

① 障がいのある児童の保育の充実

障がい児保育のニーズに対応するため、保育士の研修会等への出席により個々のスキルアップと障がいの状況に応じたきめ細かな保育を実施するとともに、援助を必要とする障がい児に対し、支援員等を配置し受入体制の充実に努めます。

関係課・所 子ども支援課

② 保育アドバイザー等による保育士・保護者への支援

障がいのある児童が、早い段階からそれぞれの障がいの状況に応じた適切な療育を受けられるよう、保育アドバイザーによる、児童の指導についての保育士への助言や、家庭相談員による、保護者の相談に対する適切なアドバイスを行います。

関係課・所 子ども支援課

③ 障がい児の放課後支援対策の充実

保護者が仕事等で昼間家庭にいない児童を対象に、小学校等で実施されている放課後児童クラブにおいて、障がい児の受入をするとともに、放課後等デイサービス事業においては、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

関係課・所 社会福祉課 子ども支援課

（２）特別支援教育の充実

障がい児の個別の支援計画・個別の指導計画を作成するなど、障がいの特性に応じた適切な指導に努めるとともに、きめ細かな教育を推進するため、各種研修会に参加するなど、教職員の専門性の向上を図ります。

① 学校生活支援員の配置

教育上特別な配慮が必要な児童生徒が在籍する小・中学校に学校生活支援員を配置し、学校での生活適応について支援を行っていきます。

関係課・所 教育指導課

② 教職員の特別支援教育研修の充実

市内の幼稚園、学校等で障がい児に関わる職員の専門性の向上と、障がい児への指導の充実を図るため、特別支援学級担任だけでなく、普通学級を担任している教員を対象として、特別支援教育研修を実施するとともに、巡回教育相談についての共通理解を深めます。

関係課・所 教育総務課 教育指導課

③ 特別支援学校との連携強化

特別支援教育に関する講演会や合同研修会への参加、また、市内小・中学校特別支援学級担任の横の連携を図りながら、児童・生徒の障がいの特性に応じた適切な教育を行うため、特別支援学校との連携を強化しネットワークづくりを進めていきます。

関係課・所 教育総務課 教育指導課

（３）教育環境の整備

障がい児がそれぞれの障がいに応じて学ぶことができるように、障がいに配慮した学校施設の整備、バリアフリー化を進め教育環境の整備を促進します。

① 学校施設のバリアフリー化への対応

学校施設の老朽化に伴う維持・管理費の適正な確保等考慮しながら、スロープやトイレの改造、校舎昇降口等のバリアフリー化等対応が必要な場合は、障がい児を受け入れるための施設整備を図ります。

関係課・所 教育総務課

基本目標6 就労支援と雇用促進

1 基本方針

平成29年度に実施したアンケート調査の結果では、働くために必要な環境として「雇う側や同僚が障がいを理解してくれること」が50.8%と最も多く、以下「働く時間や日数を調整できること」(49.6%)、「障がいの程度にあった仕事であること」(46.6%)、「通勤・通所手段があること」(34.0%) などとなっています。

障がい者等が自立した生活をする上で、就労は、経済的生活基盤を確保するとともに、規則正しい生活リズムの確立と、生きがいつくりなど非常に重要な役割をもっています。

働きたいという意欲のある方に対して、その能力と適性に応じた働く場が確保されるように支援していくとともに、就労定着に向け、職場内での障がいへの理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。

また、障がいの程度や種類によって、一般就労が困難な障がい者等については、障がいの福祉的就労の場の提供など多様な就労の場の確保が大切です。

その一方で、障がい者等が働く一般事業所が少ないことや、就労後の早期離職などの課題や福祉的就労の場での工賃水準の向上に向けた対応も必要です。

このような課題に取り組むため、次のように基本方針を示し、施策を展開します。

【基本方針】

- ◆ 職業安定所や障害者・就業生活支援センターなど関係機関との連携を強化し、一般就労や福祉的就労へ結びつくよう、就労移行支援事業や就労継続支援事業を充実します。
- ◆ 障がいの状況に応じた作業訓練、職業訓練等の日中活動の場、地域生活支援の場を確保し、社会参加を促進します。
- ◆ 「大仙市地域自立支援協議会」や「大仙市社会福祉協議会」などの就労・保健・福祉・教育の関係機関等との連携を図り就労に向けた支援を行います。

2 施策の方向と個別事業

(1) 一般就労への支援

大曲公共職業安定所（ハローワーク）や県南障害者就業・生活支援センター等の関連機関と連携を図りながら、就労を支援する各事業所の協力により、障がい者等の一般就労を進めるとともに、職業訓練や職場体験（実習）など一般就労への契機となる場や機会の提供を進め、障がい者等の就労を促進します。

① 大曲公共職業安定所等関係機関との連携強化

大曲公共職業安定所（ハローワーク）、県南障害者就業・生活支援センター、秋田障害者職業センター等との連携に基づいた相談体制の強化を通じ、障がい者雇用の促進に努めます。

関係課・所 企業商工課

② 障がい者雇用に対する理解の促進

市内の企業・事業主に対し障がい者雇用への理解を促すため、各種啓発や PR を行うとともに、法定雇用率達成をめざして協力を要請します。また、市役所における障がい者雇用を継続します。

関係課・所 総務課 社会福祉課 企業商工課

（２）福祉的就労への支援

市内各事業所における就労継続支援の実施・継続や福祉的な就労の場の提供を行いその支援の強化を図ります。

① 就労継続支援の提供

一般就労経験者や就労移行支援者等を対象に、福祉的就労を希望する障がい者等の働く場として、市内各事業所において実施する就労継続支援Ａ型、Ｂ型の障がい福祉サービスの実施を支援します。

関係課・所 社会福祉課

② 通所施設等交通費助成事業の継続

一般就労や福祉的就労、あるいは社会への参加を目指して市内及び市外の事業所を利用している障がい者等に対し、自家用車又は公共交通機関利用の交通費を一部助成し、障がい者等の負担軽減と事業所の積極的な利用を支援します。

関係課・所 社会福祉課

基本目標７ 生きがいのある生活支援

1 基本方針

平成２９年度に実施したアンケート調査では、障がい福祉事業への要望について、「スポーツ・レクリエーション活動の推進」「生涯学習や文化活動の推進」が低い結果となっています。

しかし、障がい者等が文化活動やスポーツ・レクリエーション活動に参加することは、生活にうるおいを与え、障がい者等の生きがいにつながるとともに、活動を通じて地域の人との交流につながることから、非常に重要で意義のあることです。

障がい者等が体力や年齢、目的や障がいの状況に応じて、積極的に様々な活動に参加することができるよう、文化・スポーツ等の進行を図り、各種事業を充実する必要があります。

このような課題に取り組むため、次のように基本方針を示し、施策を展開します。

【基本方針】

- ◆ 障がい者等の社会参加促進のため、スポーツや生涯学習、文化活動等への活動を支援します。
- ◆ 「生きがいのある生活支援」に向け、スポーツ・レクリエーション活動の支援や、生涯学習の機会の充実を図り、社会参加の促進を図るとともに、各事業について、参加者の募集、競技内容の周知など、参加者の増加について取り組みます。

2 施策の方向と個別事業

(1) スポーツ・レクリエーション活動の支援

県が実施する障がい者スポーツ大会への参加支援など、障がい者等が参加し、楽しめるスポーツ・レクリエーション活動を進めるとともに、ボランティアの協力などにより、障がい者等のスポーツ活動やレクリエーションなどの大会や行事の実施を支援します。

① 全県障がい者スポーツ大会参加への支援・協力

障がい者等がスポーツを通じて体力の維持・向上を図るとともに、地域社会との交流を促進し、障がい者等に対する地域社会の理解と関心を高めるため、全県障がい者スポーツ大会参加への支援・協力をします。

関係課・所 社会福祉課

② 安全・安心なスポーツ環境の整備

子どもから高齢者、障がい者等もすべての市民が生涯を通じて気軽にスポーツを楽しむことができる取り組みを実施するとともに、健康的で楽しく安全にスポーツ等に親しめるよう環境の整備に努めます。

関係課・所 スポーツ振興課

（２）生涯学習の機会の充実

「いつでも」「どこでも」「だれでも」「自由に」学べる環境づくりを推進し、多岐にわたる分野の学習情報を定期的に配信することにより、生涯学習活動や地域活動への参加意識の醸成を図ります。

① 生涯学習情報の発信

「生涯学習ガイド」や情報誌「こすもす」発行による定期的な生涯学習情報の提供や、インターネット等を通じて情報を発信し、生涯学習活動や地域活動への参加意識の醸成を図ります。

関係課・所 生涯学習課

② 専門性を有した学習講座の開催

より専門性を求められる学習ニーズに対応するため、民間企業等との連携や専門性を有した人材の養成に努めます。

関係課・所 生涯学習課

（３）社会参加の促進

障がい者団体など、地域の福祉団体の活動支援や障がい者等に関わる地域活動を支援することにより、障がい者等の社会参加、相互交流を促進します。

① 障がい者等の福祉団体活動の支援

障がい者等、家族、支援者などで構成される市内の障がい者団体に対して、大仙市社会福祉協議会は補助金を交付し、活動を支援しています。今後も、障がい者団体の主体性を尊重しながら、各団体の組織の強化や、団体間のネットワークづくりを支援します。

関係課・所 社会福祉課 大仙市社会福祉協議会

② 障がい者・関係施設等の活動紹介

大仙市地域自立支援協議会等と連携しながら、障がい福祉サービス事業所のサービス内容や利用者の活動内容、また、相談支援事業所や居宅介護事業所等など、市内の障がい者関係の施設等の紹介を通じて、障がい者福祉に関わる理解やPRの機会を増やしていきます。

関係課・所 社会福祉課

第3編

第5期障がい福祉計画・

第1期障がい児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図って行くことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに市及び県の地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

2. 身近な実施主体と障がい種別によらない

一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい者等が地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう市を実施主体の基本とし、障がい福祉サービスの対象となる障がい者等へのサービスの充実を図るとともに、地域間での格差が発生しないように、県の支援を活用するなど適切な提供体制を確保します。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者並びに難病患者等についても法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、

就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支援するシステムを実現するため、地域生活支援拠点づくり、インフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、多様な機能を求められており、関係者や障がい者本人が参画して行う協議や検討を踏まえ、中長期的視点にたった継続した支援が必要となります。

4. 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現のためには、地域における多様な支援ニーズに対応し、個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応していく必要があります。

高齢者、障がい者、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、相互又は一体的に利用できるような体制の整備を進めていきます。

また、地域住民による支え合いと公的な支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制の構築を図ります。

5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族のライフステージに沿って、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等を含めた関係者がチームとなって支援を行うことができるよう体制の整備を図るとともに、相談支援体制の充実をはかり、サービスの適切な利用につなげていきます。

第2節 提供体制の確保に関する基本的な考え方

1 障がい福祉サービスの提供体制の確保

(1) 地域で必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、及び重度障がい者等包括支援）の充実を図り、地域どこでも必要な訪問系サービスを保障します。

(2) 日中活動系サービスの保障

希望する障がい者等に日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センター）を保障します。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練等の推進により、入所から地域生活への移行を進めます。

また、地域で障がい者等が安心して生活するため、緊急時にすぐ相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の整備を進めます。

(4) 一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。併せて福祉施設を含む一般企業等での雇用の場の確保を図ります。

2 相談支援の提供体制の確保

障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために必要なサービスの適切な利用を支え、様々な分野の相談に対応できるよう相談窓口の充実を図るとともに、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を担う基幹相談センターの設置に努めます。

また、地域における発達障がい者の課題について情報共有を図るとともに、可能な限り、身近な場所において必要な支援が受けられるよう体制の整備を進めます。

3 障がい児支援の提供体制の確保

障がい児については、子ども・子育て支援法に定められている「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子供が健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」という基本理念のもと、教育、保育等の関係機関とも連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供する体制の確保を図ります。また、通所によって障がい児を支援する場の充実を図ります。

第2章 地域生活移行と就労支援の目標設定

第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【目標値設定に関する国の基本指針】

「平成32年度末時点で、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域に移行すること」「平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する」ことを基本とし、第4期の未達成分についても加味することとしています。

【本市の考え方】

本市は、秋田県の目標設定の「平成28年度末時点の施設入所者数の4%以上が地域に移行する」と設定します。

入所者数の削減目標については、国の指針に準ずることとします。

「福祉施設の入所者の地域生活への移行数値目標」

項 目	数 値 目 標	備 考
地域生活に移行する人数の目標	9人	平成28年度末時点の入所者数204人から4%以上移行する
入所者数の削減目標	5人	平成28年度末時点の入所者数204人から2%以上削減する

第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標値設定に関する国の基本指針】

市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況については、「平成32年度末までに、全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する」ことを基本とし、市町村単位での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えないこととしています。

【本市の考え方】

本市は、平成32年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を目標とします。

第3節 地域生活支援拠点等の整備

【目標値設定に関する国の基本指針】

平成32年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを目標として設定しています。

【本市の考え方】

本市は、国の指針に準ずることとします。

第4節 福祉施設から一般就労への移行等

【目標値設定に関する国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）の利用を経て一般就労に移行する者の目標値は、「平成32年度中に平成28年度実績の1.5倍以上とする」こと、また、「平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末の利用者数の2割以上増加すること」を目標としています。

ただし、いずれの目標に関しても、第4期の未達成分についても加味することとしています。

事業所ごとの就労移行率については、「就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすること」を目標としています。

就労定着支援事業による職場定着率について、就労定着支援事業が平成30年度に創設されることから新たな目標として設定されています。

国の基本指針では「就労定着支援による支援開始後1年の職場定着率を80%とする」ことを基本としています。

【本市の考え方】

本市は、国の指針に準ずることとします。

「福祉施設から一般就労への移行等」

項 目	数 値 目 標	備 考
一般就労に移行する 人数の目標	5 人	平成 2 8 年度に福祉施設から 一般就労移行した人数 3 人の 1. 5 倍以上
就労移行支援事業の 利用者数の目標	1 1 人	平成 2 8 年度末における就労 移行支援事業の利用者数 9 人 の 2 割以上増加
就労移行率が 3 割以 上の事業所	2 事業所 (6 7 %)	現在 3 割以下の事業所 3 事業所
就労定着支援による支援開始 後 1 年の職場定着率	8 0 %以上	平成 3 1 年度利用開始者 1 年 後職場定着率

第5節 障がい児支援の提供体制の整備等

【目標値設定に関する国の基本指針】

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実については、「平成 3 2 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置する」こと、また、「平成 3 2 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する」ことを基本とし、市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないこととしています。

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保についての目標は、「平成 3 2 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保する」ことを基本とし、市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないこととしています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置では、「平成 3 0 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける」ことを基本としています。

【本市の考え方】

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達センターの設置及び保育所等訪問支援の充実、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、「平成 3 2 年度末までに、関係機関との協議の場を設ける」こととします。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、国の指針に準ずることとします。

第3章 サービスごとの事業量見込みと提供体制の確保策

第1節 福祉サービスの事業量見込み

過去のサービス利用実績、障がい福祉サービス利用者及び事業所の意向を踏まえ、各年度の利用実人数を以下の通り見込みます。

1 自立支援給付（障害支援区分認定、支給決定が必要） （障害支援区分認定は、介護給付は18歳以上のみ必要、訓練等給付は必要）

区分	サービス名	第4期計画					第5期計画					単位	第2節	
		事業 所数	定員	27	28	29	事業 所数	定員	30	31	32			
在宅生活支援	居宅介護	6	-	957	969	994	6	-	1,299	1,332	1,384	時間 / 月	1-(1)	
	重度訪問介	6					5							
	同行援護	4		50	52	58	3		62	65	69	実人 / 月		
	行動援護	0					1							
	重度障がい者等包括支援	大仙市では事業所無		0	0	0	大仙市では事業所無		0	0	0	実人 / 月		
	短期入所 (福祉型)	2	5	88	91	110	3	7	147	168	196	延人日 / 月	1-(3)	
				15	16	18			21	24	28	実人 / 月		
	短期入所 (医療型)	大仙市では 事業所無		1	5	5	大仙市では 事業所無		5	5	5	延人日 / 月	1-(3)	
				1	1	1			1	1	1	実人 / 月		
	計画相談支援	5	-	83	89	93	6	-	98	104	110	実人 / 月	1-(4)	
地域移行支援	1	-	0	0	0	2	-	1	1	1	実人 / 月			
地域定着支援	1	-	0	0	0	2	-	1	1	1	実人 / 月			
補装具費の支給	-	-	215	200	202	-	-	204	206	208	件 / 年	1-(5)		
日中活動支援	生活介護	5	180	6,080	6,077	6,173	6	200	6,346	6,517	6,688	延人日 / 月	2-(1)-①	
				319	322	325			334	343	352	実人 / 月		
	自立訓練 (機能訓練)	大仙市では 事業所無		13	18	0	大仙市では 事業所無		18	18	18	延人日 / 月	2-(2)-①	
				1	1	0			1	1	1	実人 / 月		
	自立訓練 (生活訓練)	1	6	133	178	123	1	6	144	144	160	延人日 / 月	2-(2)-①	
				8	11	8			9	9	10	実人 / 月		
	就労移行支援	3	18	220	138	136	3	18	153	170	187	延人日 / 月	2-(3)-①	
				12	9	8			9	10	11	実人 / 月		
	就労継続支援 (A)	1	10	202	254	228	1	10	247	285	323	延人日 / 月	2-(3)-①	
				10	13	12			13	15	17	実人 / 月		
就労継続支援 (B)	4	103	2,462	2,516	2,610	4	103	2,790	2,844	2,916	延人日 / 月	2-(3)-①		
			144	144	151			155	158	162	実人 / 月			
就労定着支援	H30からのサービス			0	0	0	1	0	1	1	1	実人 / 月	2-(3)-②	
療養介護	大仙市では事業所無			19	18	20	大仙市では事業所無			20	21	21	実人 / 月	2-(1)-①
居住支援	施設入所支援	2	110	207	204	205	2	110	201	201	199	実人 / 月	3-(1)	
	共同生活援助	6	41	77	75	76	7	48	83	88	93	実人 / 月	3-(2)	
	自立生活援助	H30からのサービス			0	0	0	1	0	1	1	1	実人 / 月	3-(3)
障がい児給付	児童発達支援	1	10	19	7	41	2	20	45	135	144	延人日 / 月	5-(1)	
				5	3	5			5	15	16	実人 / 月		
	放課後等ディサービス	4	40	78	245	588	4	40	741	780	819	延人日 / 月	5-(2)	
				6	19	47			57	60	63	実人 / 月		
	保育所等訪問支援	大仙市では 事業所無		1	0	0	大仙市では 事業所無		1	1	1	延人日 / 月	5-(3)	
				1	0	0			1	1	1	実人 / 月		
	医療型児童発達支援	大仙市では 事業所無		6	10	8	大仙市では 事業所無		8	8	8	延人日 / 月	5-(4)	
				2	2	2			2	2	2	実人 / 月		
	居宅訪問型児童発達支援	H30からのサービス		0	0	0	大仙市では 事業所無		3	3	3	延人日 / 月	5-(5)	
0				0	0	1			1	1	実人 / 月			
障がい児相談支援	2	-	6	7	17	4	-	23	31	42	実人 / 月	5-(6)		

平成27年度、平成28年度は実績、平成29年度は見込みの数値です。

2 地域生活支援事業（市が実施主体となっていて行っている事業）

区分	サービス名	第4期計画					第5期計画					単位	第2節
		事業 所数	定員	27	28	29	事業 所数	定員	30	31	32		
在宅生活支援	移動支援事業	2	—	43	95	24	2	—	29	35	42	時間/年	1-(2)
				4	7	6			7	9	10	実人 /年	
	相談支援事業	3	—	443	461	470	3	—	481	492	503	延件数/年	1-(4)
				3	3	3			3	3	3	実施箇所	
	日常生活用具給付等事業	—	—	1,970	2,242	2,119	—	—	2,169	2,219	2,271	件/年	1-(6)
	意思疎通支援事業 （手話通訳者 ・要約筆記者派遣）	—	—	229	279	286	—	—	294	294	294	延件/年	1-(7)
				17	12	14			14	14	14	実人 /年	
日中活動支援	訪問入浴 サービス事業	2	—	422	589	604	2	—	606	606	606	延件数/年	1-(8)
				6	6	6			6	6	6	実人 /年	
	手話奉仕員養成研修事業	—	—	13	0	0	—	—	15	15	15	実人 /年	1-(9)
	日中一時支援事業	5	18	1,092	839	990	5	18	990	990	990	延件数/年	2-(1)-②
				89	52	55			55	55	55	実人/年	
権利擁護	地域活動センター事業	1	—	180	188	188	1	—	188	188	188	延人日/月	2-(2)-②
				15	16	16			16	16	16	実人/月	
権利擁護	成年後見制度利用 支援事業	—	—	0	0	0	—	—	1	1	1	実人 /年	4-(1)

平成27年度、平成28年度は実績、平成29年度は見込みの数値です。

第2節 サービスごとの事業量見込みと提供体制の確保策

在宅生活を支援するため、以下のサービスを提供します。

なお、（ ）内の（介）は介護給付を、（訓）は訓練等給付を、（自）はその他の自立支援給付を、（地）は地域生活支援事業を示します。

サービス一覧表

自立支援給付	地域生活支援事業
1 在宅生活への支援	
(1) 訪問介護給付 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援 (3) 短期入所(福祉型・医療型) (4) 相談支援 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援 (5) 補装具費の支給	(2) 移動支援事業 (4) 相談支援 (6) 日常生活用具給付等事業 (7) 意思疎通支援事業 (8) 訪問入浴サービス事業 (9) 手話奉仕員養成研修事業 (10) その他の在宅支援事業 理解促進研修・啓発事業 自発的活動支援事業 生活訓練事業 点字・声の広報等発行
2 日中活動への支援	
(1) 介護サービス ①生活介護・療養介護 (2) 生活の自立に向けたサービス ①自立訓練 (機能訓練・生活訓練) (3) 就労訓練・福祉的就労サービス ①就労移行支援・就労継続支援 ②就労定着支援	(1) 介護サービス ②日中一時支援事業 (2) 生活の自立に向けたサービス ②地域活動支援センター事業
3 居住の場への支援	4 権利擁護への支援
(1) 施設入所支援 (2) 共同生活援助 (3) 自立生活援助	(1) 成年後見制度利用支援事業 (2) 成年後見制度法人後見支援事業
5 障がい児への支援	
(1) 児童発達支援 (2) 放課後等ディサービス (3) 保育所訪問支援 (4) 医療型児童発達支援 (5) 居宅訪問型児童発達支援 (6) 障がい児相談支援	

1 在宅生活への支援

(1) 訪問介護給付（介）

〔サービス内容〕

居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援を提供します。サービス内容は表のとおりです。

訪問系介護給付

名 称	主 な 内 容
居 宅 介 護	自宅での入浴、排せつ、食事等の身体介護や、洗濯、掃除等の家事援助、通院等の介護などを行うサービス
重 度 訪 問 介 護	自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に 行うサービス
同 行 援 護	移動や外出先での支援（代筆・代読） 移動や外出先での必要な援護 排泄せつ、食事等の介護、その他外出の際の必要な援助
行 動 援 護	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護な どを行うサービス
重 度 障 が い 者 等 包 括 支 援	心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画 に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、 短期入所、生活介護、共同生活援助等）を包括的に提供するサービス

〔事業量見込〕

今後、利用者の重度化や、介護者の高齢化が進むと考えられるため、事業量は増加すると見込んでいます。

重度障がい者等包括支援は利用がない状況です。

〔提供体制の確保策〕

障がい者等とその家族が安心して暮らせるよう福祉サービスを継続して実施するとともに、既存事業所でのヘルパー人員の確保や、利用者のニーズに対応したサービスができるよう提供体制を確保していきます。

(2) 移動支援事業（地）

〔サービス内容〕

移動支援事業は、「社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援するサービス」です。

本市は、個別的支援を実施しています。

〔事業量見込み〕

移動支援事業は、平成29年度は事業量が減少していますが、アンケート調査による今後利用したいという意向を踏まえて、増加していくと見込んでいます。

〔提供体制の確保策〕

サービスを利用者ニーズに応じて適切に行うため、一人ひとりの状況に応じた質の高い支援ができるよう、従事者の資質の向上に取り組みます。また、現行の実施事業所の提供体制の確保を図っていきます。

（３）短期入所(福祉型・医療型)（介）

〔サービス内容〕

短期入所（ショートステイ）は、「介護者が病気などの理由で一時的に介護ができない時に、障がい者施設などで障がい者等を預かり、入浴、排せつ、食事等の介護 や日常生活上の支援を行うサービス」です。

短期入所

名 称	主 な 内 容
短期入所（福祉型）	障がい者支援施設等において実施するもので、障害支援区分が区分1以上である障がい者、障がい児の障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分1に該当する障がい児を対象とする。
短期入所（医療型）	病院、診療所、介護老人保健施設において実施するもので、遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・者等を対象とする。

〔事業量見込み〕

短期入所（福祉型）は、利用実績が増加していること、また短期入所事業所の新規参入が予定されていることから、事業量は増加すると見込んでいます。

短期入所（医療型）は、現在の利用実績のまま推移すると見込んでいます。

〔提供体制の確保策〕

短期入所事業所の設置を促進するとともに、需要の伸びが生じた際には、提供量の拡大を図ります。

（４）相談支援（自・地）

〔サービス内容〕

計画相談支援は、障がい者等の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かく支援するものです。

地域移行支援は、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。

地域定着支援は、地域生活が不安定な方に対して、地域生活を継続していくための支援を行うものです。

相談支援事業は、障がい者等の福祉に関する様々な問題について、相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。

相談支援事業

名 称	主 な 内 容
計画相談支援（自）	①サービス等利用計画案の作成 ②サービス事業者との連絡調整 ③支給決定後の変更に係る勧奨
地域移行支援（自）	①住居等の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談 ②障がい福祉サービス事業所等への同行支援等
地域定着支援（自）	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等の支援
相談支援事業（地）	①福祉サービスを利用するための情報提供、相談 ②社会資源を活用するための支援 ③社会生活力を高める為の支援 ④ピアカウンセリング

〔事業量見込み〕

計画相談支援は、障がい福祉サービス利用者の増加に伴い、利用実績が増加しています。今後も増加していくと見込まれます。

地域移行支援及び地域定着支援については、現在利用実績はありませんが、障がい者の自立支援を推進し、地域生活への移行を進めていくため1人と目標を設定しています。

地域生活支援事業における相談支援については、障害者総合支援法、障害者虐待防止法等の法改正、制度改正により相談が多様化しているため増加すると見込まれます。

〔提供体制の確保策〕

市と各相談支援事業所（大仙障がい者相談支援センターかしわ・相談支援事業所かくまがわ・自立支援指定相談支援事業所あさひ・テnderランドリー支援センター・相談支援センターほっと大仙）と連携を密にしながら、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めるとともに、サービス等利用計画の作成を一層促進するため、相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、専門的な相談員を配置し、地域における相談支援事業者などに専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みなどを実施するため、基幹相談支援センターの設置に努めます。

（５）補装具費の支給（自）

〔サービス内容〕

補装具とは、身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される装具のことで、義肢や車いす等があります。補装具費の支給サービスでは、補装具を必要とする身体障がい者に購入費や修理費の給付を行っており、原則として費用の１割が自己負担となっています。また、所得に応じて負担の上限額が決められています。

〔事業量見込み〕

補装具費の支給は、利用実績が概ね一定の水準で推移していることから、事業量は概ね現状を維持するものと見込んでいます。

〔提供体制の確保策〕

障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

（６）日常生活用具給付等事業（地）

〔サービス内容〕

重度の身体障がい者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付しています。

事業区分	主 な 内 容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいす。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がい者の入浴、食事、移動などを支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具など、排せつ管理を支援する衛生用品。
居宅生活動作補助用具	手すりの取り付け、段差の解消など、小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成。

〔事業量見込み〕

日常生活用具給付等事業は、排せつ管理支援用具が増加傾向にあるため、事業量は増加するものと見込んでいます。

〔提供体制の確保策〕

障がい者等の状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。また、障がい者等のニーズを踏まえ、独自メニューの開発に努めます。

（７）意思疎通支援事業（地）

〔サービス内容〕

意思疎通支援事業は、聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者や、要約筆記者を派遣するサービスです。

〔事業量見込み〕

意思疎通支援事業は、利用者が限定されていることから、事業量は概ね現状を維持するものと見込んでいます。

〔提供体制の確保策〕

大仙市では、手話通訳者１名を設置しており、市外や複数の派遣、県や関係機関の協力を得て派遣事業を実施します。

（８）訪問入浴サービス事業（地）

〔サービス内容〕

訪問入浴は、入浴車が自宅を訪問して入浴介護を行うサービスです。

〔事業量見込み〕

訪問入浴サービス事業は、利用者数は一定の水準で推移しているため、事業量は概ね現状を維持するものとして見込んでいます。

〔提供体制の確保策〕

サービス利用者の意向を踏まえ、提供体制の確保を図っていきます。

（９）手話奉仕員養成研修事業（地）

〔サービス内容〕

意思疎通を図ることに支障がある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、日常的な会話ができる程度の手話奉仕員の養成を行う事業です。

〔事業量見込み〕

意思疎通支援事業は、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、年間１５名養成することを目標とします。

（１０）その他の在宅生活支援（地）

地域生活支援事業によるその他の在宅生活支援として、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、生活訓練事業、点字・声の広報等発行事業を推進します。

2 日中活動への支援

日中活動を支援するため、介護や見守りなどのサービスや、自立に向けたリハビリテーションを行うサービス、就労訓練や福祉的就労を行うサービスなど以下のサービスを提供します。

(1) 介護サービス

① 生活介護・療養介護（介）

〔サービス内容〕

生活介護は、常に介護を必要とする障がい者等に、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供する通所サービスです。

療養介護は、長期入院中で常に医療と介護の両方が必要な方へ日中活動の場を提供するサービスです。

生活介護・療養介護サービスの内容

名 称	主 な 内 容
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行う

〔事業量見込み〕

生活介護は、利用者が増加傾向にあり、アンケート調査においてもニーズが高いことから増加すると見込んでいます。

療養介護は、概ね現状を維持するものと見込んでいます。

〔提供体制の確保策〕

施設利用者のニーズや、施設を運営する法人等の意向を尊重しつつ、県と連携しながら、既存施設での当該サービスの実施を促進していきます。

また、サービス利用者の意向を踏まえ、提供量の拡大や新規事業所の参入を促進します。

② 日中一時支援事業（地）

〔サービス内容〕

日中一時支援事業は、障がい児や知的障がい者を対象に、日中活動の場として「障がい福祉サービス事業所・障がい者支援施設」で実施します。

〔事業量見込み〕

日中一時支援事業は、放課後等デイサービスの事業開始により障がい児の利用者数は減少傾向にありますが、直近の状況を踏まえて、事業量は概ね現状を維持するものと見込んでいます。

〔提供体制の確保策〕

現行の実施事業所の提供体制の確保を図るとともに、需要の伸びが生じた際には、提供量の拡大や新規事業参入を促進していきます。

（２）生活の自立に向けたサービス

① 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（訓）

〔サービス内容〕

自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、入所施設や医療機関の退所・退院者や特別支援学校（盲・ろう・養護学校）卒業者などを対象に、「地域生活への移行を図る上で必要な、身体的機能訓練や生活訓練を行うサービス」です。

名 称	主 な 内 容	利用期間
機能訓練	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行う	18 か月以内
生活訓練	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行う	24 か月以内（長期入所者の場合は36 か月以内）

〔事業量見込み〕

自立訓練（機能訓練・生活訓練）は過去の利用実績を踏まえて、概ね現状を維持するものと見込んでいます。

〔提供体制の確保策〕

一人ひとりの状況に応じた質の高い支援ができるよう、従事者の資質の向上に取り組みます。また、現行の実施事業所の提供体制の確保を図っていきます。

② 地域活動支援センター事業（地）

〔サービス内容〕

地域において就労が困難な在宅の障がい者等とその介護者に、創作的活動や生産活動の機会、社会との交流の機会を提供するサービスです。

〔事業量見込み〕

地域活動支援センター事業は、過去の利用実績を踏まえて、概ね現状を維持するものとして見込んでいます。

〔提供体制の確保策〕

今後とも市内の利用者の意向などを勘案しながら、提供体制の整備を積極的に促進していきます。

（３）就労訓練・福祉的就労サービス

① 就労移行支援・就労継続支援（訓）

〔サービス内容〕

自立支援給付による就労訓練、福祉的就労サービスとしては、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型があります。就労継続支援Ａ型は、雇用契約に基づくサービスですが、就労移行支援及び就労継続支援Ｂ型は雇用契約に基づかないサービスとなっています。

② 就労定着支援（訓）

〔サービス内容〕

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスとなっています。

就労訓練・福祉的就労サービスの内容

名 称	主 な 内 容
就労移行支援	事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行う（利用期間２年）
就労継続支援（Ａ）	① 通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供 ② 一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う
就労継続支援（Ｂ）	① 通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない） ② 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う
就労定着支援	企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う。

〔事業量見込み〕

就労移行支援は、成果目標として平成３２年度末利用者数を１１人としており、目標数値に基づき各年度の見込み量を設定しています。就労継続支援は、過去の利用実績、アンケート調査のニーズを踏まえて、増加すると見込んでいます。

就労定着支援は、新たに創設されたサービスのため利用者は１人と見込んでいます。

〔提供体制の確保策〕

働く意欲のある障がい者等が一人でも多く就労できるよう、事業所や県、ハローワークなどと連携を図り、支援体制の充実に取り組みます。

また、新たに創設された就労定着支援サービスについては、事業所の新規参入を促進していきます。

3 居住の場への支援

(1) 施設入所支援（介）

〔サービス内容〕

施設入所は、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

施設入所支援の対象者は、「① 生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の方（50歳以上の場合は区分3以上）、② 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方」となります。また、自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます。

〔事業量見込み〕

施設入所支援は、成果目標として平成32年度末時点の施設入所者数を199人としており、目標数値に基づき各年度の見込み量を設定しています。

(2) 共同生活援助（訓）

〔サービス内容〕

身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等の方が利用でき、共同生活住居において、相談、入浴、排泄または食事の介護その他の日常生活上の支援を行うサービスです。

〔事業量見込み〕

共同生活援助は、サービス事業提供所の新規参入が予定されていることから、事業量は増加すると見込んでいます。

〔提供体制の確保策〕

共同生活援助施設の設置を促進するとともに、在宅移行者の増加により需要の伸びが生じた際には、既存のホームの拡充や、新規事業参入など、その動向を踏まえながら積極的に対応していきます。

(3) 自立生活援助（介）

〔サービス内容〕

障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する方に、一定の期間にわたり巡回相談等適切な支援を行います。

〔事業量見込み〕

自立生活援助は、新たに創設されたサービスのため利用者は1人と見込んでいます。

〔提供体制の確保策〕

サービス提供事業所の新規参入を促進していきます。

4 権利擁護への支援

（１）成年後見制度利用支援事業（地）

〔サービス内容〕

判断能力が不十分な方が、サービス利用の際に必要な契約などの法律行為や、日常的な金銭の支払いなどを、「成年後見人等」が本人に代わって行うことができます。

市では、低所得者が家庭裁判所に成年後見等を申し立てる際の費用を助成するなど、成年後見制度の利用を支援しています。

〔事業量見込み〕

成年後見制度利用支援事業は、現在利用実績はありませんが、今後障がい者等の重度化、高齢化が考えられるため、利用者を１人と見込んでいます。

〔提供体制の確保策〕

相談窓口の整備、相談支援機関との連携を図りながら、迅速・的確な対応ができる体制づくりに努めます。

（２）成年後見制度法人後見支援事業（地）

〔サービス内容〕

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

5 障がい児への支援

（１）児童発達支援（自）

〔サービス内容〕

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

〔事業量見込み〕

サービス提供事業所の新規参入が予定されていることから、事業量は増加すると見込んでいます。

〔提供体制の確保策〕

現行の実施事業所の提供体制の確保を図るとともに、需要の伸びが生じた際に提供量の拡大や新規事業参入を促進していきます。

（２）放課後等デイサービス（自）

〔サービス内容〕

学校の授業終了後や学校の休校日に児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

〔事業量見込み〕

放課後等デイサービスは、利用者のニーズの増加とともに事業所数も増加しており、今後も事業量は増加すると見込んでいます。

〔提供体制の確保策〕

障がい児一人ひとりの状況に応じたサービスの提供を促進するとともに、提供体制の充実を図っていきます。

（３）保育所等訪問支援（自）

〔サービス内容〕

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のため専門的な支援などを行うサービスです。

〔事業量見込み〕

保育所等訪問支援は、過去の利用実績を踏まえて、事業量は概ね現状を維持すると見込んでいます。

〔提供体制の確保策〕

母子保健、医療、保育・教育分野等との連携を図りながらサービス利用に向けての支援を行います。

（４）医療型児童発達支援（自）

〔サービス内容〕

肢体不自由のある児童について、児童発達支援及び治療などの必要な支援を行います。

〔事業量見込み〕

医療型児童発達支援は、サービス提供が可能な事業所が限られるため、事業量は概ね現状を維持すると見込んでいます。

〔提供体制の確保策〕

需要動向をみながら、サービス利用に向けての支援を行います。

（５）居宅訪問型児童発達支援（自）

〔サービス内容〕

障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

〔事業量見込み〕

居宅訪問型児童発達支援は、平成３０年度から新たに創設されるサービスのため利用者は１人と見込んでいます。

〔提供体制の確保策〕

サービス提供事業所の新規参入を促進していきます。

（６）障がい児相談支援（自）

〔サービス内容〕

障がい児の心身の状況、環境、障がい児又は保護者のサービス利用意向、利用するサービスの計画作成等の支援を行うサービスです。

〔事業量見込み〕

障がい児相談支援は、サービス利用者の増加が見込まれることから、事業量も増加すると見込まれます。

〔提供体制の確保策〕

市と各相談支援事業所（大仙障がい者相談支援センターかしわ・相談支援事業所かくまがわ）と連携を密にしながら、迅速・的確な相談対応ができるよう努めます。また、需要の伸びが生じた際にサービス提供事業所の新規参入を促進していきます。

第4章 その他自立支援及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

第1節 障がい者等に対する虐待の防止

相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理者等に対し、利用者の人権擁護、虐待防止等のための研修を実施し、虐待防止に関する意識啓発を図ります。

第2節 意思決定支援の促進

障がい者等の意思決定の支援に配慮しつつ、障がい者等及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障がい者等の権利利益の保護等のための施策又は制度が適切に行われるよう関係機関との連携を図ります。

第3節 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障がい者等の社会参加を促進する観点から、国との連携を図りながら、障がい者等の文化芸術活動の振興を図ります。

第4節 障がいを理由とする差別の解消

障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重しあいながら共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障がい者等の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。社会的障壁の除去を必要としている場合の合理的配慮の実践に向けた取り組みを進めます。

第5節 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業者における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障がい福祉サービス事業所において、平常時から地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進め、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実します。

第5章 円滑な計画の推進に向けた方策

第1節 地域自立支援協議会の円滑な運営

障がい者等の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、指定相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。そのためには、市、指定相談支援事業者、サービス事業者、雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

本市では、障がい者自立支援サービスに関するこうした支援ネットワーク構築の中核的役割を果たす機関として「地域自立支援協議会」を設置し、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行っています。

第2節 障がい福祉計画の調査、分析、及び評価

基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」としています。P（計画）D（実行）C（評価）A（改善）サイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況について少なくとも年1回は実績を把握し、大仙市地域自立支援協議会から点検・評価を受けるとともに、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

第3節 関係機関との連携

指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の目標達成に向けて、障がい保健福祉の観点からだけでなく、医療、教育、雇用等の関係機関と連携を図りながら、分野を越えた総合的な取り組みを行っていきます。

資料編

1) 大仙市福祉関係計画等審議委員会条例

平成19年3月26日

条例第32号

改正 平成20年6月27日条例第51号

平成25年6月24日条例第29号

平成26年3月19日条例第17号

(設置)

第1条 市が策定する福祉に係る計画等について審議等を行わせるため、大仙市福祉関係計画等審議委員会（以下「審議委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる計画等について審議し、答申するものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計画
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画
- (4) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づく行動計画
- (5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉計画
- (6) 子どもの育成支援に関する条例

2 審議委員会は、前項各号に掲げる計画等について意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議委員会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 地域協議会委員等住民の代表者
- (4) 関係団体・ボランティア等の代表者
- (5) 学識経験のある者

(6) 行政機関関係者

(7) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 審議委員会の事務局は、健康福祉部社会福祉課内に置く。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回の会議は、市長が招集する。

(大仙市障害者計画等策定審議会条例の廃止)

3 大仙市障害者計画等策定審議会条例(平成18年大仙市条例第63号)は、廃止する。

(大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年大仙市条例第47号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成20年6月27日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月24日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 2 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年大仙市条例第47号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成26年3月19日条例第17号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

2) 大仙市福祉関係計画等審議委員会条例施行規則

平成19年3月26日

規則第16号

改正 平成22年4月1日規則第28号

平成23年4月1日規則第21号

平成24年4月1日規則第11号

平成25年6月24日規則第35号

平成28年4月1日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、大仙市福祉関係計画等審議委員会条例(平成19年大仙市条例第32号)第7条の規定に基づき、大仙市福祉関係計画等審議委員会(以下「審議委員会」という。)の適正な運営を図るために必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 審議委員会に、その所掌事項の調査及び審議を行わせるため、次の部会を置く。

- (1) 高齢部会
- (2) 障害部会
- (3) 児童部会
- (4) 地域福祉部会

2 部会は、審議委員会の委員で組織する。

3 部会に所属する委員は、審議委員会委員長が指名する。

(部会長等)

第3条 部会に部会長を置き、当該部会委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会を総理する。

3 部会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指定する部会委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会の会議の議長となる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。

- (1) 高齢部会 健康福祉部地域包括支援センター

- (2) 障害部会 健康福祉部社会福祉課
 - (3) 児童部会 健康福祉部子ども支援課
 - (4) 地域福祉部会 健康福祉部社会福祉課
- (補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日規則第28号）抄
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第21号）抄
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年4月1日規則第11号）抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月24日規則第35号）
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(大仙市行政組織規則の一部改正)

- 2 大仙市行政組織規則（平成17年大仙市規則第3号）の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年4月1日規則第42号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

3) 大仙市福祉関係計画等審議委員会委員

(敬 称 略)

所 属 団 体 等	職 名	氏 名	備考
大曲仙北医師会	理 事	木 村 靖 和	委員長
大曲仙北歯科医師会	副会長	畠 山 桂 郎	副委員長
秋田県薬剤師会 大曲仙北支部	幹 事	川 田 智 広	
大仙市社会福祉協議会	会 長	伊 藤 稔	
大仙市民生児童委員協議会	会 長	藤 井 巧	
社会福祉法人 県南ふくし会 こもれびの杜	施設長	古 屋 一 彦	
社会福祉法人 水交会	常務理事	檜 尾 正 義	
大曲仙北地域密着型 介護事業者連絡会	事務局長	小 松 利 光	
大曲仙北老人福祉施設連絡協議会	会 長	佐 藤 義 勝	
社会福祉法人 大空大仙 西仙あおぞらこども園	園 長	日 野 和 美	
県南地区介護支援専門員協会	会 長	小 原 秀 和	
N P O法人障がい者自立生活セン ター・ほっと大仙	理事長	石 川 和 美	
N P O法人大仙親と子の総合支援セ ンター	代表理事	松 塚 智 宏	
藤木小学校	校 長	谷 口 泉 子	
大曲地域協議会	委 員	成 田 麗 子	
神岡地域協議会	委 員	齊 藤 由 紀	
大仙市ボランティア連絡協議会	会 長	大信田 孝 文	
大仙市身体障害者福祉協会	会 長	太 田 雄 介	
大仙市老人クラブ連合会	会 長	富 樫 俊 悦	
大仙市手をつなぐ育成会	事務局	飛 澤 ヒロ子	
大曲公共職業安定所	所 長	石 井 英 幸	
仙北地域振興局 福祉環境部	次 長	藤 村 高 広	
秋田県立大曲支援学校	校 長	中 野 洋 一	

4) 大仙市福祉関係計画等審議委員会 障がい部会委員

(敬 称 略)

所 属 団 体 等	職 名	氏 名	備考
秋田県薬剤師会 大曲仙北支部	幹 事	川 田 智 広	
社会福祉法人 水交会	常務理事	檜 尾 正 義	部会長
NPO法人障がい者自立生活センター・ほっと大仙	理事長	石 川 和 美	職務代理
大仙市ボランティア連絡協議会	会 長	大信田 孝 文	
大仙市身体障害者福祉協会	会 長	太 田 雄 介	
大仙市手をつなぐ育成会	事務局	飛 澤 ヒロ子	
大曲公共職業安定所	所 長	石 井 英 幸	
仙北地域振興局 福祉環境部	次 長	藤 村 高 広	
秋田県立大曲支援学校	校 長	中 野 洋 一	

福祉・まちづくりのための アンケート調査結果

調査の概要

I. 調査目的

本調査は、市民の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向、市内の企業及び事業所の福祉サービスの利用状況や利用者の動向とその対応策、地域生活への移行、一般就労への移行の状況などを把握し、平成30年度を初年度とする「第3次障がい者計画」等の計画策定や施策推進に役立てることを目的として実施した。

II. 調査設計

調査対象者	① 障がいのある方： 大仙市に住所を有する身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者から系統抽出 ② 一般市民： 大仙市に住所を有する方から無作為抽出 ③ 企業・事業所： 大仙市に所在する一般企業及び事業所から系統抽出 ④ サービス提供事業所： 大仙市に所在するサービス提供事業者から系統抽出
調査方法	郵送配付－郵送回収
調査期間	平成29年9月20日～平成29年10月4日 (平成29年10月17日までの回収票も有効とした)
企画実施	大仙市 健康福祉部 社会福祉課
集計・分析	株式会社サーベイリサーチセンター東北事務所

III. 回収結果

	配付数	有効回収数	有効回収率
① 障がいのある方	470 人	238 人	50.6%
② 一般市民	450 人	177 人	39.3%
③ 企業・事業所	50 社	29 社	58.0%
④ サービス提供事業所	30 事業所	26 事業所	86.7%

IV. 報告書の見方

- ◆ 調査数 (n=Number of cases) とは、回答者総数あるいは分類別の回答者数のことである。
- ◆ 回答の構成比は百分率であらわし、小数点第2位を四捨五入して算出している。
- ◆ 回答者が2つ以上の回答をすることができる多肢選択式の質問においては、すべての選択肢の比率を合計すると100%を超える。
- ◆ 調査票における設問及び選択肢の語句等を一部簡略化している場合がある。

主なアンケート調査結果

障がいのある方の調査結果

1. 地域で生活するために必要なこと

あなたは、お住まいの地域で生活するためには、どのようなことが必要だと思いますか。（〇はいくつでも）

	調査数	障がいのある方への理解	相談できる人や場所	医療機関	住居 障がいのある方が住みやすい	働く場所	経済的支援や金銭管理の支援	手続きを支援するサービス	ホームヘルプサービス等の在宅サービス	食料品などの宅配	その他	特にない	無回答
全体	238	112	104	96	82	76	67	65	57	48	6	23	11
	100.0	47.1	43.7	40.3	34.5	31.9	28.2	27.3	23.9	20.2	2.5	9.7	4.6
身体障害者手帳所持者	192	82	82	79	65	54	52	47	47	40	4	18	11
	100.0	42.7	42.7	41.1	33.9	28.1	27.1	24.5	24.5	20.8	2.1	9.4	5.7
療育手帳所持者	48	34	22	19	20	24	20	23	15	10	1	1	2
	100.0	70.8	45.8	39.6	41.7	50.0	41.7	47.9	31.3	20.8	2.1	2.1	4.2
精神障害者保健福祉手帳所持者	21	10	9	6	6	6	4	5	3	3	1	3	1
	100.0	47.6	42.9	28.6	28.6	28.6	19.0	23.8	14.3	14.3	4.8	14.3	4.8

地域で生活するために必要なことについては、全体では「障がいのある方への理解」が47.1%と最も多く、以下「相談できる人や場所」(43.7%)、「医療機関」(40.3%)、「障がいのある方が住みやすい住居」(34.5%)、「働く場所」(31.9%)などとなっている。

所持している手帳別でみると、いずれも「障がいのある方への理解」が上位となっている。特に療育手帳所持者は「障がいのある方への理解」(70.8%)、「働く場所」(50.0%)、「手続きを支援するサービス」(47.9%)などがほかの手帳所持者に比べて多くなっている。

2. 近隣・地域の人との関わり方

あなたは、近隣・地域の人とどの程度のつきあいをしていますか。

(○はいくつでも)

	調査数	あったときにあいさつをかわす	世間話をする	地域活動又は地域でのイベントと一緒に参加する	相談や愚痴を聞いてもらう	お互いの家を訪問する	趣味やサークル活動と一緒に活動する	その他	特につきあいはない	無回答
上段：件数 下段：%										
全 体	238	177	80	45	22	21	21	8	35	7
	100.0	74.4	33.6	18.9	9.2	8.8	8.8	3.4	14.7	2.9
身体障害者手帳所持者	192	144	72	37	20	20	19	7	24	7
	100.0	75.0	37.5	19.3	10.4	10.4	9.9	3.6	12.5	3.6
療育手帳所持者	48	31	8	8	2	2	2	1	13	2
	100.0	64.6	16.7	16.7	4.2	4.2	4.2	2.1	27.1	4.2
精神障害者保健福祉手帳所持者	21	13	7	2	1	0	0	2	5	1
	100.0	61.9	33.3	9.5	4.8	0.0	0.0	9.5	23.8	4.8

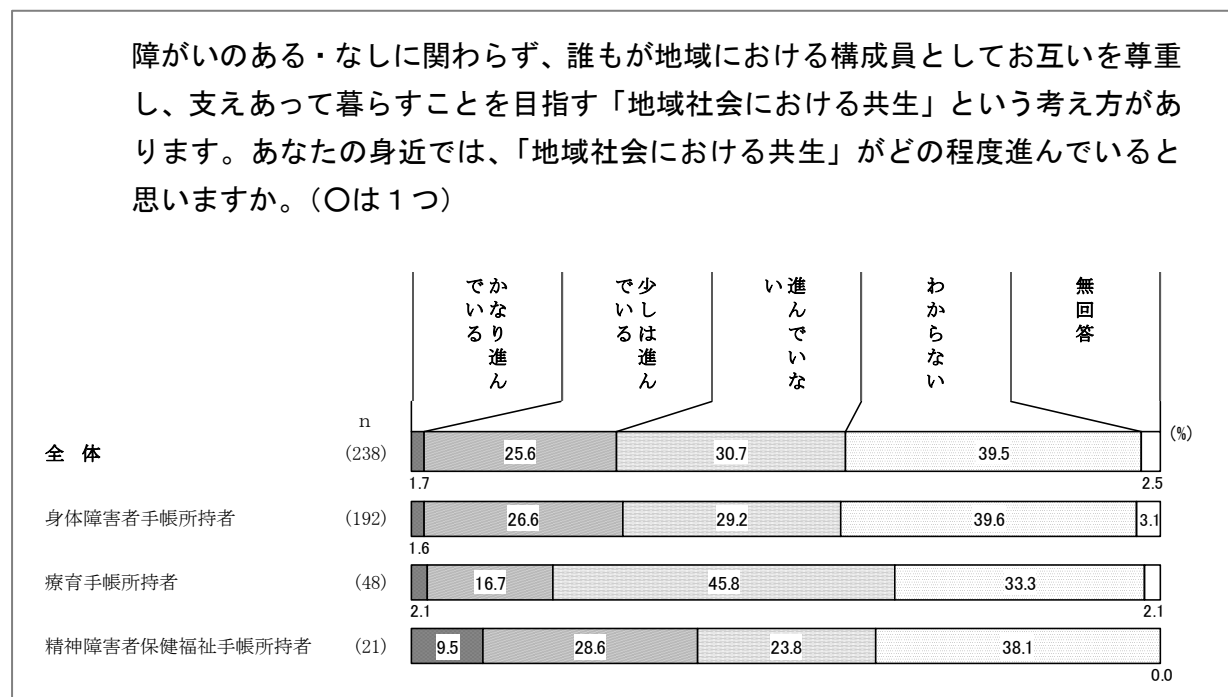
近隣・地域の人との関わり方については、全体では「あったときにあいさつをかわす」が74.4%と最も多く、以下「世間話をする」(33.6%)、「地域活動又は地域でのイベントと一緒に参加する」(18.9%) などとなっている。

なお、「特につきあいはない」は14.7%となっている。

所持している手帳別でみると、いずれも「あったときにあいさつをかわす」が最も多くなっているが、気の置けない仲間づきあいである「相談や愚痴を聞いてもらう」「お互いの家を訪問する」「趣味やサークル活動と一緒に活動する」などは、つきあいが最も多い身体障害者手帳所持者でも1割程度にとどまっている。

また、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は「特につきあいはない」が身体障害者手帳所持者に比べて多くなっている。

3. 「地域社会における共生」の進捗状況



「地域社会における共生」の進捗状況については、全体では「進んでいない」が30.7%と最も多く、以下「少しは進んでいる」(25.6%)、「かなり進んでいる」(1.7%)となっている。

なお、「わからない」は39.5%となっている。

所持している手帳別でみると、療育手帳所持者は「進んでいない」が45.8%とほかの手帳所持者に比べて評価が低くなっている。

4. 近隣・地域の人への要望

あなたは、近所・地域の人にどのようなことを支援してもらいたいですか。

(○はいくつでも)

	調査数	災害や急病などの緊急時の支援	民生委員などの地域福祉の中心となる方との関係づくり	日常的な安否確認の声かけ	話し相手、情報の提供	外出時のちょっとした手伝い	外出時の自発的な声かけ	ちょっとした家事の手伝い	短時間の子どもの預かり	その他	何もしてほしくない	無回答
全体	238	101	50	46	41	20	17	14	6	14	39	20
	100.0	42.4	21.0	19.3	17.2	8.4	7.1	5.9	2.5	5.9	16.4	8.4
身体障害者手帳所持者	192	81	41	39	36	16	13	10	2	9	31	18
	100.0	42.2	21.4	20.3	18.8	8.3	6.8	5.2	1.0	4.7	16.1	9.4
療育手帳所持者	48	24	13	7	6	8	5	4	2	3	2	2
	100.0	50.0	27.1	14.6	12.5	16.7	10.4	8.3	4.2	6.3	4.2	4.2
精神障害者保健福祉手帳所持者	21	8	4	4	2	1	0	1	2	2	7	2
	100.0	38.1	19.0	19.0	9.5	4.8	0.0	4.8	9.5	9.5	33.3	9.5

近隣・地域の人への要望については、全体では「災害や急病などの緊急時の支援」が42.4%と最も多く、以下「民生委員などの地域福祉の中心となる方との関係づくり」(21.0%)、「日常的な安否確認の声かけ」(19.3%)、「話し相手、情報の提供」(17.2%)などとなっている。

所持している手帳別でみると、いずれも「災害や急病などの緊急時の支援」が最も多くなっている。特に療育手帳所持者は「災害や急病などの緊急時の支援」(50.0%)、「民生委員などの地域福祉の中心となる方との関係づくり」(27.1%)、「外出時のちょっとした手伝い」(16.7%)などがほかの手帳所持者に比べて多く、全体的に支援の要望が高くなっている。

なお、「何もしてほしくない」は身体障害者手帳所持者で16.1%、精神障害者保健福祉手帳所持者で33.3%となっている。

5. 介助者の悩み

【ご家族または介助をしている方におうかがいします】

介助をしていて困ることは何ですか。（○はいくつでも）

	調査数	自分の健康に不安がある	災害時や緊急時の対応に不安がある	精神的な負担が大きい	代わりに介助・支援する人がいない	身体的な負担が大きい	経済的な負担が大きい	旅行や外出がむずかしい	仕事ができない	休養や息抜きの時間がない	その他	特に困っていることはない	無回答
上段：件数 下段：%													
全 体	157 100.0	58 36.9	54 34.4	49 31.2	40 25.5	35 22.3	34 21.7	30 19.1	20 12.7	14 8.9	8 5.1	23 14.6	20 12.7
身体障害者手帳所持者	119 100.0	38 31.9	37 31.1	33 27.7	27 22.7	28 23.5	26 21.8	22 18.5	13 10.9	11 9.2	5 4.2	19 16.0	17 14.3
療育手帳所持者	43 100.0	24 55.8	21 48.8	14 32.6	13 30.2	11 25.6	9 20.9	10 23.3	7 16.3	4 9.3	1 2.3	3 7.0	2 4.7
精神障害者保健福祉手帳所持者	16 100.0	8 50.0	6 37.5	7 43.8	6 37.5	5 31.3	4 25.0	2 12.5	3 18.8	2 12.5	2 12.5	1 6.3	2 12.5

介助者の悩みについては、全体では「自分の健康に不安がある」が36.9%と最も多く、以下「災害時や緊急時の対応に不安がある」（34.4%）、「精神的な負担が大きい」（31.2%）、「代わりに介助・支援する人がいない」（25.5%）、「身体的な負担が大きい」（22.3%）などとなっている。

所持している手帳別でみると、いずれも「自分の健康に不安がある」「災害時や緊急時の対応に不安がある」「精神的な負担が大きい」「代わりに介助・支援する人がいない」「身体的な負担が大きい」が多くなっている。特に療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は介助者が親であることが多いため「自分の健康に不安がある」が半数以上を占めている。また、精神障害者保健福祉手帳所持者の介助者は「精神的な負担が大きい」（43.8%）、「代わりに介助・支援する人がいない」（37.5%）、「身体的な負担が大きい」（31.3%）などがほかの手帳所持者に比べて多くなっている。

6. 日常生活の悩み

日常生活で困っていることはありますか。(〇はいくつでも)

	調査数	将来の生活に不安がある	健康に不安がある	災害時や緊急時の対応に不安がある	収入が少ない(ない)	外出するのに支障がある	コミュニケーションがうまくとれない	身の回りのことができない	お金の管理に不安がある	相談する人(所)がわからない	近所づきあいがうまくできない	福祉サービスが十分に使えない	相談する人(所)がない	治療又は通院できる医療機関がない	施設に入れない(入所できない)
全 体	238 100.0	98 41.2	77 32.4	71 29.8	68 28.6	59 24.8	44 18.5	43 18.1	30 12.6	20 8.4	14 5.9	12 5.0	8 3.4	7 2.9	5 2.1
身体障害者手帳所持者	192 100.0	69 35.9	68 35.4	58 30.2	56 29.2	46 24.0	27 14.1	30 15.6	15 7.8	17 8.9	8 4.2	7 3.6	6 3.1	5 2.6	3 1.6
療育手帳所持者	48 100.0	30 62.5	9 18.8	21 43.8	9 18.8	15 31.3	22 45.8	15 31.3	12 25.0	5 10.4	7 14.6	5 10.4	1 2.1	2 4.2	2 4.2
精神障害者保健福祉手帳所持者	21 100.0	11 52.4	9 42.9	4 19.0	8 38.1	6 28.6	2 9.5	7 33.3	6 28.6	2 9.5	2 9.5	1 4.8	2 9.5	0 0.0	0 0.0

その他	特に困っていることはない	無回答
4 1.7	36 15.1	14 5.9
1 0.5	33 17.2	13 6.8
2 4.2	0 0.0	3 6.3
2 9.5	2 9.5	2 9.5

日常生活の悩みについては、全体では「将来の生活に不安がある」が41.2%と最も多く、以下「健康に不安がある」(32.4%)、「災害時や緊急時の対応に不安がある」(29.8%)、「収入が少ない(ない)」(28.6%)、「外出するのに支障がある」(24.8%)などとなっている。

所持している手帳別でみると、いずれも「将来の生活に不安がある」が最も多くなっているが、特に療育手帳所持者は「将来の生活に不安がある」(62.5%)、「コミュニケーションがうまくとれない」(45.8%)、「災害時や緊急時の対応に不安がある」(43.8%)、精神障害者保健福祉手帳所持者は「健康に不安がある」(42.9%)、「収入が少ない(ない)」(38.1%)などがほかの手帳所持者に比べて多くなっている。

なお、身体障害者手帳所持者はほかの手帳所持者に比べて全体的に回答比率が低くなっている。

7. 困った時の相談先

困った時は誰（どこ）に相談していますか。（○はいくつでも）

	調査数	家族・親せき	友人・知人	医師・看護師	施設の職員	市の窓口（市役所、健康増進センターなど）	ケアマネージャー	相談支援事業所の相談員	通園・通学先の教職員	近所の人	県の窓口（保健所、児童相談所など）	民生委員・児童委員	ホームヘルパー	その他	相談する相手はいない	無回答
全 体	238 100.0	169 71.0	53 22.3	46 19.3	30 12.6	27 11.3	26 10.9	20 8.4	10 4.2	8 3.4	7 2.9	3 1.3	2 0.8	6 2.5	12 5.0	17 7.1
身体障害者手帳所持者	192 100.0	134 69.8	45 23.4	40 20.8	19 9.9	21 10.9	23 12.0	11 5.7	4 2.1	8 4.2	5 2.6	2 1.0	2 1.0	2 1.0	10 5.2	15 7.8
療育手帳所持者	48 100.0	34 70.8	9 18.8	6 12.5	16 33.3	5 10.4	2 4.2	14 29.2	7 14.6	0 0.0	2 4.2	0 0.0	0 0.0	3 6.3	1 2.1	2 4.2
精神障害者保健福祉手帳所持者	21 100.0	18 85.7	5 23.8	8 38.1	1 4.8	4 19.0	4 19.0	1 4.8	0 0.0	1 4.8	1 4.8	1 4.8	0 0.0	1 4.8	1 4.8	0 0.0

困った時の相談先については、全体では「家族・親せき」が71.0%と最も多く、以下「友人・知人」（22.3%）、「医師・看護師」（19.3%）、「施設の職員」（12.6%）、「市の窓口（市役所、健康増進センターなど）」（11.3%）などとなっている。

所持している手帳別でみると、いずれも「家族・親せき」が69.8%～85.7%と最も多くなっている。

身体障害者手帳所持者は「家族・親せき」が69.8%と最も多く、以下「友人・知人」（23.4%）、「医師・看護師」（20.8%）などとなっている。

療育手帳所持者は「家族・親せき」が70.8%と最も多く、以下「施設の職員」（33.3%）、「相談支援事業所の相談員」（29.2%）、「友人・知人」（18.8%）、「通園・通学先の教職員」（14.6%）などとなっている。

精神障害者保健福祉手帳所持者は「家族・親せき」が85.7%と最も多く、以下「医師・看護師」（38.1%）、「友人・知人」（23.8%）、「市の窓口（市役所、健康増進センターなど）」「ケアマネージャー」（ともに19.0%）などとなっている。

8. 福祉サービスの利用の有無

利用している福祉サービスをいくつでもご記入ください。

以下は、利用している福祉サービスを自由に記載していただける欄を設け、その意見内容を多い順に示した結果である。

回答者数：59

意見総数：95

順位	意見内容	件 数			
		全 体	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手帳 所持者
1	デイサービス	9	9	2	1
2	割引や交通費の補助等	8	8		2
3	放課後等デイサービス	7		7	
4	福祉用具レンタル	6	6		1
5	短期入所（ショートステイ）	5	4	2	1
5	就労継続支援	5	2	3	1
5	日中一時支援	5	1	5	
	その他 （サンワーク・居宅介護・計画 相談支援・訪問看護・購入補 助・生活介護・通院介助 等）	50	34	19	6
	合 計	95	64	38	12

※複数回答者あり

9. 福祉サービスの今後の利用意向

利用したい福祉サービスをいくつでもご記入ください。

以下は、利用したい福祉サービスを自由に記載していただける欄を設け、その意見内容を多い順に示した結果である。

回答者数：23

意見総数：40

順位	意見内容	件 数			
		全 体	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手帳 所持者
1	短期入所（ショートステイ）	4	3	3	
2	デイサービス	3	3	2	
2	割引や交通費の補助等	3	3		1
3	移動支援	2	1	1	
3	就労移行支援	2	1	2	
3	就労継続支援	2	1	2	
3	生活介護	2		2	
3	送迎	2	2		
3	放課後等デイサービス	2		2	
	その他 （グループホーム等の設置・運営に対する支援・サンワーク・在宅支援・作業所・自宅前の除雪・要約筆記 等）	20	13	7	
	合 計	40	27	21	1

※複数回答者あり

10. 災害時に困ること

あなたが、地震や台風などの災害のときに特に困ることはどんなことですか。

(○はいくつでも)

	調査数	安全なところまで、すぐに避難することができない	被害の状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない	必要な薬が手に入らない、治療が受けられない	どのような災害が起こったのか、すぐにわからない	まわりの人とのコミュニケーションがとれない	救助を求めることができない	避難所で適切な介助・介護支援が受けられない	救助を求めている人も来てくれない	補装具や日常生活用具が使用できない	酸素ボンベや吸たん器、人工呼吸器が使用できない	その他	特にな	無回答
全体	238	83	56	54	46	43	30	28	21	19	8	13	62	8
	100.0	34.9	23.5	22.7	19.3	18.1	12.6	11.8	8.8	8.0	3.4	5.5	26.1	3.4
身体障害者手帳所持者	192	65	38	42	31	21	19	18	15	15	7	12	49	8
	100.0	33.9	19.8	21.9	16.1	10.9	9.9	9.4	7.8	7.8	3.6	6.3	25.5	4.2
療育手帳所持者	48	23	20	10	18	24	17	11	7	4	3	2	9	0
	100.0	47.9	41.7	20.8	37.5	50.0	35.4	22.9	14.6	8.3	6.3	4.2	18.8	0.0
精神障害者保健福祉手帳所持者	21	6	3	7	2	4	1	1	2	0	0	0	6	2
	100.0	28.6	14.3	33.3	9.5	19.0	4.8	4.8	9.5	0.0	0.0	0.0	28.6	9.5

災害時に困ることについては、全体では「安全なところまで、すぐに避難することができない」が 34.9%と最も多く、以下「被害の状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない」(23.5%)、「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」(22.7%)、「どのような災害が起こったのか、すぐにわからない」(19.3%) などとなっている。

一方、「特にな」は 26.1%となっている。

所持している手帳別でみると、身体障害者手帳所持者は「安全なところまで、すぐに避難することができない」が 33.9%と最も多く、以下「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」(21.9%)、「被害の状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない」(19.8%) などとなっている。

療育手帳所持者は「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」が 50.0%と最も多く、以下「安全なところまで、すぐに避難することができない」(47.9%)、「被害の状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない」(41.7%)、「どのような災害が起こったのか、すぐにわからない」(37.5%)、「救助を求めることができない」(35.4%) などとなっている。

精神障害者保健福祉手帳所持者は「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」が 33.3%と最も多く、以下「安全なところまで、すぐに避難することができない」(28.6%)、「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」(19.0%) などとなっている。

1 1. 災害時の備えとして取り組むべきこと

あなたは、地震や台風などの災害時に備え、障がいのある方などの要支援者に対し、必要な取り組みはどれだと思いますか。(〇はいくつでも)

	調査数	地域・近所での日頃からの協力体制づくり	障がいのある方を避難誘導する体制づくり	災害時の生活支援体制の確立	災害時の医療受診	災害時の情報伝達方法の工夫	要支援者のための支援物資の用意	難所の拡充	緊急通報システムの普及	ボランテニアの受け入れ体制の整備	訓練実施などの住民との交流	その他	わからない	無回答
上段：件数 下段：%														
全 体	238 100.0	105 44.1	101 42.4	84 35.3	84 35.3	74 31.1	68 28.6	64 26.9	56 23.5	25 10.5	23 9.7	6 2.5	24 10.1	8 3.4
身体障害者手帳所持者	192 100.0	84 43.8	81 42.2	68 35.4	71 37.0	61 31.8	55 28.6	47 24.5	44 22.9	19 9.9	18 9.4	4 2.1	15 7.8	8 4.2
療育手帳所持者	48 100.0	23 47.9	28 58.3	21 43.8	15 31.3	15 31.3	19 39.6	20 41.7	14 29.2	8 16.7	6 12.5	0 0.0	2 4.2	0 0.0
精神障害者保健福祉手帳所持者	21 100.0	8 38.1	4 19.0	5 23.8	8 38.1	5 23.8	4 19.0	3 14.3	3 14.3	3 14.3	1 4.8	2 9.5	7 33.3	2 9.5

災害時の備えとして取り組むべきことについては、全体では「地域・近所での日頃からの協力体制づくり」が44.1%と最も多く、以下「障がいのある方を避難誘導する体制づくり」(42.4%)、「災害時の生活支援体制の確立」「災害時の医療受診」(ともに35.3%)、「災害時の情報伝達方法の工夫」(31.1%)などとなっている。

所持している手帳別でみると、身体障害者手帳所持者は「地域・近所での日頃からの協力体制づくり」が43.8%と最も多く、以下「障がいのある方を避難誘導する体制づくり」(42.2%)、「災害時の医療受診」(37.0%)、「災害時の生活支援体制の確立」(35.4%)などとなっている。

療育手帳所持者は「障がいのある方を避難誘導する体制づくり」が58.3%と最も多く、以下「地域・近所での日頃からの協力体制づくり」(47.9%)、「災害時の生活支援体制の確立」(43.8%)、「要支援者を対象とした福祉避難所の拡充」(41.7%)、「要支援者のための支援物資の用意」(39.6%)などとなっている。

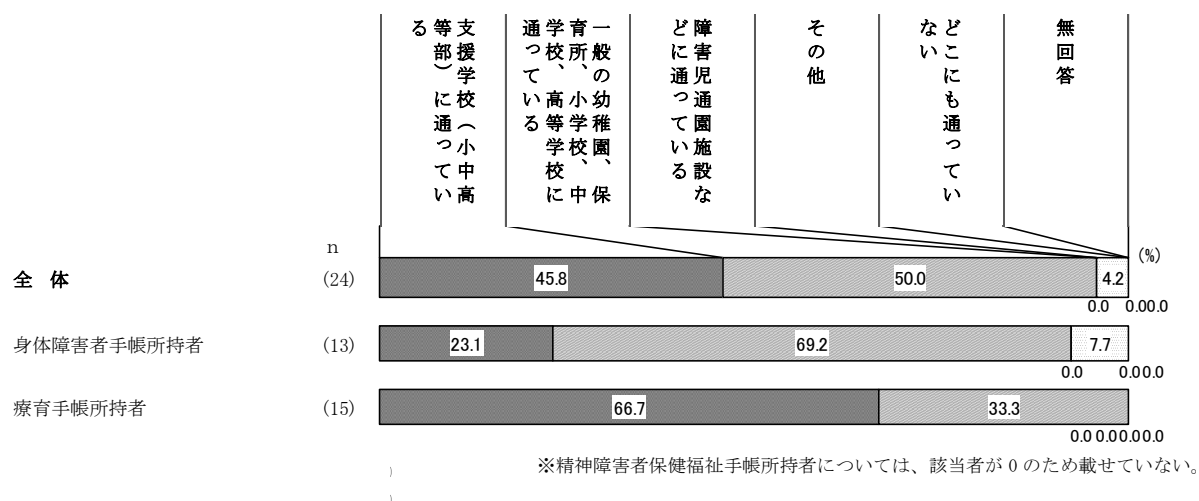
精神障害者保健福祉手帳所持者は「地域・近所での日頃からの協力体制づくり」「災害時の医療受診」がともに38.1%と最も多くなっている。

1 2. 通っている学校・学級・施設

【あて名の方（本人）が18歳未満の方におたずねします】

現在通っているところをお答えください。（○は1つ）

※複数通っている方は、主に通っているところをお答えください。



通っている学校・学級・施設については、全体では「一般の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校に通っている」が50.0%と最も多く、以下「支援学校（小中高等部）に通っている」（45.8%）などとなっている。

所持している手帳別でみると、身体障害者手帳所持者は「一般の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校に通っている」が69.2%、療育手帳所持者は「支援学校（小中高等部）に通っている」が66.7%と対照的である。

13. 療育・教育で困っていること

【あて名の方（本人）が18歳未満の方におたずねします】

【保護者の方におたずねします】

お子様の療育・教育について困っていることはありますか。（〇はいくつでも）

	調査数	今後の進学・進路選択で迷っている	災害時や緊急時の対応に不安がある	通園・通学の送り迎えが大変	経済的な負担が大きい	仕事ができない	休養や息抜きの時間がない	療育・教育に関する情報が少ない	希望する施設に入所・通所できない	保育士や先生などの指導・支援の仕方に不安がある	旅行や外出がむずかしい	療育・教育を受ける機会が少ない	学校や園、施設でのカリキュラムが合わない	友だちとの関係がうまくいかない	相談するところがない
全 体	24 100.0	14 58.3	10 41.7	7 29.2	7 29.2	5 20.8	5 20.8	4 16.7	4 16.7	4 16.7	4 16.7	3 12.5	2 8.3	2 8.3	1 4.2
身体障害者手帳所持者	13 100.0	6 46.2	4 30.8	4 30.8	4 30.8	2 15.4	3 23.1	2 15.4	1 7.7	3 23.1	1 7.7	1 7.7	1 7.7	1 7.7	1 7.7
療育手帳所持者	15 100.0	10 66.7	7 46.7	4 26.7	4 26.7	4 26.7	4 26.7	3 20.0	4 26.7	1 6.7	3 20.0	2 13.3	1 6.7	2 13.3	0 0.0

希望する 園・学校 に入学・ 入園・入 学しない 子	その他	特に困 っている ことはない	無 回 答
0 0.0	1 4.2	5 20.8	1 4.2
0 0.0	0 0.0	4 30.8	1 7.7
0 0.0	1 6.7	1 6.7	1 6.7

※精神障害者保健福祉手帳所持者については、該当者が0のため載せていない。

療育・教育で困っていることについては、全体では「今後の進学・進路選択で迷っている」が58.3%と最も多く、以下「災害時や緊急時の対応に不安がある」（41.7%）、「通園・通学の送り迎えが大変」「経済的な負担が大きい」（ともに29.2%）などとなっている。

所持している手帳別でみると、身体障害者手帳所持者は「今後の進学・進路選択で迷っている」が46.2%と最も多く、以下「災害時や緊急時の対応に不安がある」「通園・通学の送り迎えが大変」「経済的な負担が大きい」（ともに30.8%）、「休養や息抜きの時間がない」「保育士や先生などの指導・支援の仕方に不安がある」（ともに23.1%）となっている。

療育手帳所持者は「今後の進学・進路選択で迷っている」が66.7%と最も多く、以下「災害時や緊急時の対応に不安がある」（46.7%）、「通園・通学の送り迎えが大変」「経済的な負担が大きい」「仕事ができない」「休養や息抜きの時間がない」「希望する施設に入所・通所できない」（ともに26.7%）などとなっている。

1 4. 働くために必要な環境整備

あなたは、障がいのある方が働くためには、主にどのような環境が整っていることが大切だと思いますか。（○はいくつでも）

	調査数	雇う側や同僚が障がいを理解してくれること	働く時間や日数を調整できること	障がいの程度にあった仕事であること	通勤・通所手段があること	通院などの保障があること	職場により指導者や相談できる先輩がいること	賃金が妥当であること	勤務場所の設備・機器が整っていること	一般企業などに障がいのある方の場を確保すること	自宅で仕事ができること	就労に必要な職業訓練・指導が受けられること	ジョブコーチなどの職場に慣れるまで援助してくれる制度があること	その他	わからない	無回答
全 体	238 100.0	121 50.8	118 49.6	111 46.6	81 34.0	75 31.5	73 30.7	63 26.5	57 23.9	54 22.7	50 21.0	50 21.0	34 14.3	8 3.4	13 5.5	33 13.9
身体障害者手帳所持者	192 100.0	92 47.9	90 46.9	84 43.8	54 28.1	62 32.3	47 24.5	49 25.5	46 24.0	41 21.4	42 21.9	34 17.7	21 10.9	7 3.6	13 6.8	30 15.6
療育手帳所持者	48 100.0	33 68.8	27 56.3	31 64.6	29 60.4	12 25.0	26 54.2	12 25.0	15 31.3	14 29.2	6 12.5	19 39.6	16 33.3	3 6.3	0 0.0	4 8.3
精神障害者保健福祉手帳所持者	21 100.0	7 33.3	14 66.7	9 42.9	6 28.6	10 47.6	6 28.6	7 33.3	4 19.0	6 28.6	5 23.8	4 19.0	2 9.5	1 4.8	0 0.0	2 9.5

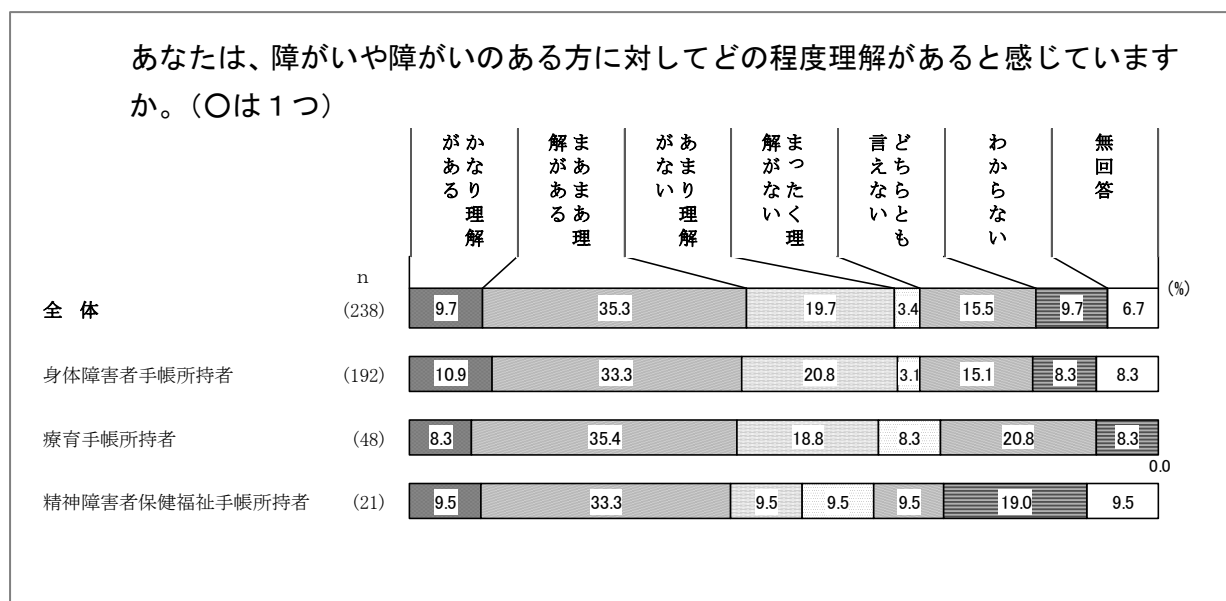
働くために必要な環境整備については、全体では「雇う側や同僚が障がいを理解してくれること」が 50.8%と最も多く、以下「働く時間や日数を調整できること」（49.6%）、「障がいの程度にあった仕事であること」（46.6%）、「通勤・通所手段があること」（34.0%）、「通院などの保障があること」（31.5%）、「職場により指導者や相談できる先輩がいること」（30.7%）などとなっている。

所持している手帳別でみると、身体障害者手帳所持者は「雇う側や同僚が障がいを理解してくれること」が 47.9%と最も多く、以下「働く時間や日数を調整できること」（46.9%）、「障がいの程度にあった仕事であること」（43.8%）、「通院などの保障があること」（32.3%）などとなっている。

療育手帳所持者は「雇う側や同僚が障がいを理解してくれること」が 68.8%と最も多く、以下「障がいの程度にあった仕事であること」（64.6%）、「通勤・通所手段があること」（60.4%）、「働く時間や日数を調整できること」（56.3%）、「職場により指導者や相談できる先輩がいること」（54.2%）、「就労に必要な職業訓練・指導が受けられること」（39.6%）、「ジョブコーチなどの職場に慣れるまで援助してくれる制度があること」（33.3%）、「勤務場所に障がいのある方のための設備・機器が整っていること」（31.3%）などとなっている。

精神障害者保健福祉手帳所持者は「働く時間や日数を調整できること」が 66.7%と最も多く、以下「通院などの保障があること」（47.6%）、「障がいの程度にあった仕事であること」（42.9%）、「雇う側や同僚が障がいを理解してくれること」「賃金が妥当であること」（ともに 33.3%）などとなっている。

15. 障がいのある方への理解



障がいのある方への理解については、全体では「まあまあ理解がある」が35.3%と最も多く、「かなり理解がある」(9.7%)と合わせた『理解がある』(45.0%)が「あまり理解がない」(19.7%)と「まったく理解がない」(3.4%)を合わせた『理解がない』(23.1%)を上回っている。

所持している手帳別でみると、いずれも『理解がある』が『理解がない』を上回っているが、療育手帳所持者は『理解がない』が27.1%とほかの手帳所持者に比べて多くなっている。

一方、精神障害者保健福祉手帳所持者は『理解がない』が19.0%とほかの手帳所持者に比べて少なくなっている。

16. 障がいのある方への理解が進んでいないと感じる行為

あなたは、障がいのある方に対して、障がいへの理解が進んでいないと感じる行為をされた、または、見かけたことがありますか。(○はいくつでも)

	調査数	障がいのある方を見	障がいのある方に対して、心ない言葉をかける	障がいのある方が公共交通機関を利用するときに周りの人の思いやりがない	障がいのある方に声をかけることができない	地域や学校、職場などで障がいのある方が孤立している	障がいのある方を無視したり、いじめたりする	その他	理解が進んでいないと感じる	無回答
全 体	238 100.0	106 44.5	72 30.3	50 21.0	47 19.7	38 16.0	36 15.1	8 3.4	43 18.1	33 13.9
身体障害者手帳所持者	192 100.0	83 43.2	54 28.1	41 21.4	37 19.3	25 13.0	23 12.0	5 2.6	35 18.2	32 16.7
療育手帳所持者	48 100.0	33 68.8	22 45.8	12 25.0	9 18.8	13 27.1	12 25.0	1 2.1	6 12.5	0 0.0
精神障害者保健福祉手帳所持者	21 100.0	2 9.5	9 42.9	1 4.8	2 9.5	4 19.0	6 28.6	3 14.3	5 23.8	3 14.3

障がいのある方への理解が進んでいないと感じる行為については、全体では「障がいのある方をジッと見る」が44.5%と最も多く、以下「障がいのある方に対して、心ない言葉をかける」(30.3%)、「障がいのある方が公共交通機関を利用するときに周りの人の思いやりがない」(21.0%)、「街で困っている障がいのある方に声をかけることができない」(19.7%) などとなっている。

一方、「理解が進んでいないと感じる行為をされたり、見かけたことはない」は18.1%となっている。

所持している手帳別でみると、身体障害者手帳所持者は「障がいのある方をジッと見る」が43.2%と最も多く、以下「障がいのある方に対して、心ない言葉をかける」(28.1%)、「障がいのある方が公共交通機関を利用するときに周りの人の思いやりがない」(21.4%)、「街で困っている障がいのある方に声をかけることができない」(19.3%) などとなっている。

療育手帳所持者は「障がいのある方をジッと見る」が68.8%と最も多く、以下「障がいのある方に対して、心ない言葉をかける」(45.8%)、「地域や学校、職場などで障がいのある方が孤立している」(27.1%)、「障がいのある方が公共交通機関を利用するときに周りの人の思いやりがない」「障がいのある方を無視したり、いじめたりする」(ともに25.0%) などとなっている。

精神障害者保健福祉手帳所持者は「障がいのある方に対して、心ない言葉をかける」が42.9%と最も多く、以下「障がいのある方を無視したり、いじめたりする」(28.6%)、「地域や学校、職場などで障がいのある方が孤立している」(19.0%) などとなっている。

17. 障がい福祉事業への要望

あなたは、障がいのある方が安心して暮らしていくために、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は7つまで)

	調査数	手当・年金などの経済的な支援の充実	障がいのある方が住みやすい住宅の確保や整備	地域で障がいのある方を支えていく体制づくり	障がいのある方へ配慮したまちづくりの推進	一般就労・福祉的就労への支援	相談体制の整備	福祉に関する情報提供の充実	差別解消の推進	障がいのある方の防災対策の充実	地域における共生社会の実現	在宅福祉サービスの充実	障がいのある方への理解啓発や交流促進	障がいの促進	入所施設の設置や施設運営の改善
全 体	238	131	80	79	73	68	61	60	59	59	54	50	49	47	45
	100.0	55.0	33.6	33.2	30.7	28.6	25.6	25.2	24.8	24.8	22.7	21.0	20.6	19.7	18.9
身体障害者手帳所持者	192	106	72	64	62	48	52	48	46	51	40	37	40	37	32
	100.0	55.2	37.5	33.3	32.3	25.0	27.1	25.0	24.0	26.6	20.8	19.3	20.8	19.3	16.7
療育手帳所持者	48	23	16	20	10	18	9	15	10	10	12	17	10	10	20
	100.0	47.9	33.3	41.7	20.8	37.5	18.8	31.3	20.8	20.8	25.0	35.4	20.8	20.8	41.7
精神障害者保健福祉手帳所持者	21	14	5	2	6	5	5	2	7	3	6	1	5	5	1
	100.0	66.7	23.8	9.5	28.6	23.8	23.8	9.5	33.3	14.3	28.6	4.8	23.8	23.8	4.8

改善の要望	通所施設の設置や施設運営の改善	障がい児保育・障がい児教育の充実	障がいの早期発見・早期治療の推進	活動の推進・レクリエーション	スポーツ・レクリエーションの推進	ボランティア活動の推進	生涯学習や文化活動の推進	その他	わからない	無回答
40	34	27	17	13	12	4	9	8		
16.8	14.3	11.3	7.1	5.5	5.0	1.7	3.8	3.4		
24	24	20	12	10	9	4	8	8		
12.5	12.5	10.4	6.3	5.2	4.7	2.1	4.2	4.2		
22	16	10	4	2	1	0	0	0		
45.8	33.3	20.8	8.3	4.2	2.1	0.0	0.0	0.0		
2	0	2	3	0	2	0	1	2		
9.5	0.0	9.5	14.3	0.0	9.5	0.0	4.8	9.5		

障がい福祉事業への要望については、全体では「手当・年金などの経済的な支援の充実」が55.0%と最も多く、以下「障がいのある方が住みやすい住宅の確保や整備」(33.6%)、「地域で障がいのある方を支えていく体制づくり」(33.2%)、「障がいのある方へ配慮したまちづくりの推進」(30.7%)、「一般就労・福祉的就労への支援」(28.6%) などとなっている。

所持している手帳別でみると、いずれも「手当・年金などの経済的な支援の充実」が最も多く、特に身体障害者手帳所持者は55.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者は66.7%と半数以上を占めている。

身体障害者手帳所持者は「障がいのある方が住みやすい住宅の確保や整備」(37.5%)、「障がいのある方へ配慮したまちづくりの推進」(32.3%)、療育手帳所持者は「通所施設の設置や施設運営の改善」(45.8%)、「地域で障がいのある方を支えていく体制づくり」「入所施設の設置や施設運営の改善」(ともに41.7%)、精神障害者保健福祉手帳所持者は「差別解消の推進」(33.3%)などがほかの手帳所持者に比べて多くなっている。

18. 障がい福祉事業への意見・提案

障がい福祉を進めるために、ご意見やご提案がありましたらご記入ください。

以下は、障がい福祉を進めるために、ご意見やご提案を自由に記載していただける欄を設け、その意見内容を分類し、多い順に示した結果である。

回答者数：50

意見総数：62

順位	意見内容	件数
1	総合的な障がい福祉サービスの提供	30
2	誰にもやさしいまちづくり	8
3	安全で快適な生活環境の整備	7
4	就労支援と働く場づくり	7
5	保健・療育体制の充実	3
6	個に応じた育成・教育の推進	3
7	生きがいのある生活支援	3
8	その他	1
	合 計	62

※複数回答者あり